

慢性疾病や医療的ケアのある  
お子さんとご家族のためのご案内

# ふくろうガイドブック

ver.6



お子さんの療養生活に役立つ、保健・医療・福祉のサービスや  
就園や就学、患者会などの情報をご案内します

青 森 市  
令和 6 年 1 月

はじめに・・・



## 「ふくろうガイドブック」を受け取られた皆様へ

このガイドブックは、小児慢性特定疾病をもつお子さんや医療的ケアを必要とするお子さんとそのご家族が、地域の中で安心して生活ができ、将来の自立を目指せるよう、相談できる窓口や様々な地域のサポートなどをご案内するため作成しました。

保健・医療・福祉・教育・就労等の情報を包括的に提供できるよう、医療制度や各種相談窓口、子育て支援事業、障害福祉サービス、保育園等や学校、患者会、就労等についての情報を、項目毎にわかりやすく掲載しております。

本ガイドブックが、慢性疾病や医療的ケアのあるお子さんのご家族皆様の、充実した日常生活や、お子さんの健やかな成長に役立つことを心から願っております。



# 慢性疾病や医療的ケアのあるお子さんご家族の支援体制

## ＜青森市の支援ネットワーク＞

令和2年4月に、妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援を行う

「あおもり親子はぐくみプラザ」を元氣プラザに開設しました。【p.7～8】

「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」の相談窓口の一体化とワンストップ化を図り、妊娠前から子育て期に至るまで、保健師、助産師、保育士等の専門職がチームとなって、総合的に支援します。

あおもり親子はぐくみプラザ  
(元氣プラザ内)

- 母子保健サービス、お子さんの発達・発育・子育てに関する相談【p.7～8】
  - 小児慢性特定疾病児童等自立支援員による家庭訪問や相談支援【p.3】
  - 小児慢性特定疾病医療費助成【p.1～2・11～12】
  - 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業【p.13～14】
- 担当課：あおもり親子はぐくみプラザ（元氣プラザ内）

### 障がい福祉

- 障がい者手帳の制度【p.18】
  - 医療費助成、日常生活用具の給付等【p.13～14】
  - 障がい福祉サービスの利用【p.19～26】
- 担当課：障がい者支援課

### 相談支援事業所

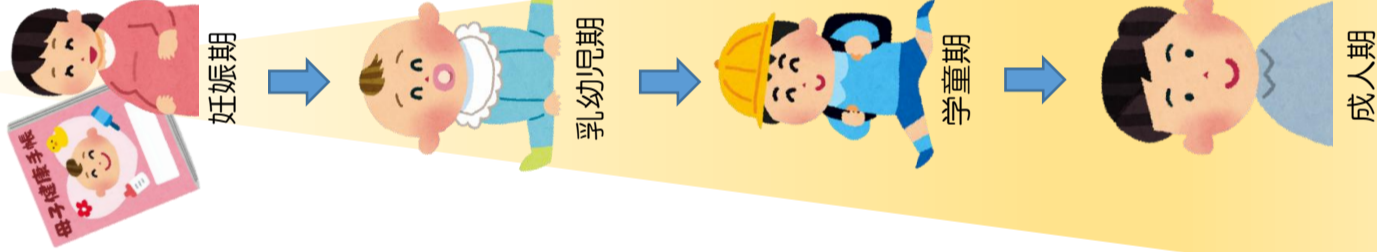
- 福祉サービス利用のための相談【p.19～25】
  - 支援計画の作成
  - 医療的ケア児の支援
- 相談支援事業所【p.23】

### 患者・家族会

- 悩みの共有、共感できる仲間同士のサポート
  - 交流会、相談、講演会、勉強会など
- 各患者会【p.35～37】

### 難病の相談

- 難病に関する相談
  - 訪問相談事業
  - 医療相談事業
- 担当課：感染症対策課（元氣プラザ内）【p.4】



### 子育て支援

- 保育園等の利用、障がい児保育の相談【p.27】
- 担当課：子育て支援課

### 病院・訪問看護ステーション

- 主治医、看護師、医療ソーシャルワーカーによるケア
- 訪問看護師等によるケア【p.17】
- 在宅移行時のケース支援会議の開催

### 教育関係

- 教育支援に関わる相談【p.28】
  - 就学時健康診断【p.28】
- 担当課：青森市教育研修センター、学務課【p.28～31】

### 就労支援関係

- 難病や障がいのあるかたの職業相談や職業紹介
  - 就業・生活支援
  - 職業訓練
- 就労支援の関係機関【p.32～34】



# 子どものライフステージにおける相談窓口

◎お子さんのライフステージ（節目となる出来事で区分される時期）に合わせて、「今」または「これから」利用できる相談窓口やサービスを紹介します。

ステージ	未就学児			小学校			中学校			高校			掲載ページ・相談窓口							
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		13	14	15	16	17	18	19
年齢	<p>出生</p> <p>保育園・幼稚園入園</p> <p>小学校入学</p> <p>中学校入学</p> <p>高等学校入学</p> <p>高等学校卒業</p>																			
ライフイベント等	<p>●4か月児健康診査</p> <p>●7か月児健康診査</p> <p>●1歳6か月児健康診査</p> <p>●3歳児健康診査</p> <p>●就学時健康診断</p> <p>乳幼児健康診査は、健診日が近づきましたら本人の住所地に案内が届きます。受診について相談をされたい場合は、右記にご相談ください。</p> <p>就学先に迷ったり、特別支援学校等を希望する場合は、年中・年長さんになったら、入園している保育所等の先生、主治医、利用している相談支援センターにご相談しましょう。</p>																			
就園	<p>保育所・認定こども園等への利用申込み手続き</p> <p>就学相談</p> <p>就学先に悩む場合は「就学相談会」等に参加しましょう。</p>																			
教育・就学	<p>入園を希望する場合、申込みの前にお子さんと一緒に希望保育所等を見学し、「保育所等見学子チェック表」にサインをもらうことが必要です。早めに子育て支援課や希望保育所等へ相談しましょう。</p> <p>特別支援学校 幼稚園</p> <p>小学校</p> <p>特別支援学級・通級指導教室</p> <p>特別支援学校小学部</p> <p>中学校</p> <p>特別支援学級・通級指導教室</p> <p>中学部</p> <p>高等学校</p> <p>特別支援学級・通級指導教室</p> <p>高等部</p>																			
就労	<p>職業相談や職業紹介</p> <p>就業・生活支援</p> <p>職業訓練</p> <p>福祉的就労</p> <p>●就労移行支援</p> <p>●就労継続支援A型</p> <p>●就労継続支援B型</p> <p>p.32～34</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者支援課</li> <li>●障がい者職業安定所</li> <li>●青森公共職業安定所</li> <li>●（ハローワーク）青森</li> <li>●青森県若年者就職支援センター</li> <li>●（シヨブカ）若年者サポートステーション</li> <li>●あおもり若年者職業センター</li> <li>●青森県若年者職業センター</li> <li>●障がい者職業センター</li> <li>●職業能力開発校</li> <li>●職業能力開発校</li> <li>●青森県立青森高等技術専門校</li> <li>●青森県立障がい者職業訓練校</li> </ul>																			
障がい福祉サービス ※サービスの詳細を案内しています。	<p>障害児通所支援（児童発達支援など）</p> <p>障害児通所支援（放課後等デイサービスなど）</p> <p>障害児相談支援</p> <p>障害児入所支援</p> <p>利用を考え始めた段階で、利用している相談支援事業所や障がい者支援課に相談しましょう。</p>																			
その他	<p>日中一時支援事業等</p> <p>介護している家族の就労支援や介護負担の軽減については、利用できるサービスを右記に相談しましょう。</p> <p>自立支援員が家庭訪問や電話、窓口で相談をお受けします。お気軽にご相談ください。</p> <p>p.3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●あおもり親子はぐくみプラザ</li> </ul>																			



## 小児慢性特定疾病とは・・・

小児慢性特定疾病とは、18歳未満の子どもの病気のうち、以下の4つの項目を満たしていると厚生労働大臣が認定した子どもの病気のことを指します。

- ・慢性に経過する疾病であること
- ・生命を長期にわたって脅かす疾病であること
- ・症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること
- ・長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること

令和3年11月1日から16疾患群788疾病が対象になりました。

### ◆対象となる主な疾病

- |                       |          |           |            |
|-----------------------|----------|-----------|------------|
| 1 悪性新生物               | 2 慢性腎疾患  | 3 慢性呼吸器疾患 | 4 慢性心疾患    |
| 5 内分泌疾患               | 6 膠原病    | 7 糖尿病     | 8 先天性代謝異常  |
| 9 血液疾患                | 10 免疫疾患  | 11 神経・筋疾患 | 12 慢性消化器疾患 |
| 13 染色体または遺伝子に変化を伴う症候群 |          |           | 14 皮膚疾患    |
| 15 骨系統疾患              | 16 脈管系疾患 |           |            |



## 医療的ケアとは・・・

医療的ケアとは、経管栄養注入やたんの吸引など、家庭や学校などで日常的に行われる医療行為のことです。家族や看護師等が行うものであり、医師による治療行為とは区別して呼ばれています。医療的技術の進歩等を背景として、NICU等での長期に渡る入院治療の後、様々な医療的ケアを必要とするお子さんが増えてきています。

### ◆医療的ケアの例

- ・経管栄養の注入
- ・痰の吸引
- ・気管切開部の衛生管理
- ・人工呼吸器の管理 等






## ～ 目 次 ～

<b>1 小児慢性特定疾病医療費助成制度について</b> .....	<b>1</b>
◆制度の概要   ◆対象になるかた   ◆対象となる主な疾病   ◆医療費の自己負担額	
◆申請に必要な書類   ◆小児慢性特定疾病児童手帳（ふくろう手帳）	
<b>2 各種相談窓口について</b> .....	<b>3</b>
◆小児慢性特定疾病児童等自立支援員   ◆病院を退院して在宅療養が始まる時	
◆主な相談窓口	
◆ご家族の相談事例	
<b>3 青森市の妊娠期から子育て期の支援について</b> .....	<b>7</b>
◆青森市子育て情報誌『Let's げんき！』	
◆あおり親子はぐくみプラザ（元気プラザ内）	
◆地域子育て支援   ◆青森市ファミリー・サポート・センター	
<b>4 医療費等の助成や給付について</b> .....	<b>11</b>
<b>5 手当・年金について</b> .....	<b>15</b>
<b>6 療養生活に役立つ様々なサービスについて</b> .....	<b>17</b>
(1) 訪問看護 .....	<b>17</b>
(2) 障がい者手帳の制度 .....	<b>18</b>
(3) 障がい福祉サービス   ◆障害児通所支援   ◆障害児相談支援   ◆障害児入所支援··	<b>19</b>
◆障がいのある児童のための施設一覧	
◆18歳未満のお子さんが利用できるその他の障がい福祉サービス	
◆医療的ケアが日常的に必要なお子さんが利用できる施設・サービス	
<b>7 入園や就学などについて</b> .....	<b>27</b>
(1) 保育所等の利用について .....	<b>27</b>
◆一時預かり   ◆障がい児保育	
(2) 入学・学校生活について.....	<b>28</b>
◆教育相談   ◆望ましい就学先決定に向けての教育支援に関わる相談	
◆就学時健康診断   ◆通級指導教室/特別支援学級/特別支援学校	



<b>8 就労や自立に向けて</b> .....	<b>32</b>
<b>9 患者会/家族会の紹介</b> .....	<b>35</b>
<b>10 災害時や緊急時のために</b> .....	<b>38</b>
◆非常持ち出し物品 ◆連絡手段の準備 ◆避難行動要支援者避難支援制度	
<b>11 周囲のサポートとヘルプカードについて</b> .....	<b>40</b>
◆知ってほしい身近な人にできること ◆ヘルプカード	
<b>12 連絡先一覧</b> .....	<b>41</b>

 左のマークは、青森市ホームページ上でより詳しい情報がある場合、トップページからの進み方を紹介しています。

※掲載内容は、令和5年12月1日現在を基準としています。内容に変更がある場合がありますので、最新情報は各問合せ先でご確認ください。



# 1 小児慢性特定疾病医療費助成制度について

## ◆制度の概要

国が指定する子どもの慢性疾病のうち、長期にわたって治療が必要な特定疾患の治療方法の研究を推進し、患児家族の医療費負担を軽減するため、その医療費の一部を助成する制度です。青森市や他自治体が指定する「指定医療機関」での保険診療による医療費が対象となります。青森市では、年間約 300 人のお子さんが医療費の助成を受けています。



## ◆対象になるかた

18 歳未満の児童(ただし、18 歳到達時点において本事業の対象になっており、かつ、18 歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20 歳未満のかたも対象となります。)

## ◆対象となる主な疾病

- 1 悪性新生物 2 慢性腎疾患 3 慢性呼吸器疾患 4 慢性心疾患 5 内分泌疾患 6 膠原病  
7 糖尿病 8 先天性代謝異常 9 血液疾患 10 免疫疾患 11 神経・筋疾患 12 慢性消化器疾患  
13 染色体または遺伝子に変化を伴う症候群 14 皮膚疾患 15 骨系統疾患 16 脈管系疾患

※16 疾患群 788 疾病 (令和 5 年 12 月 1 日現在)

※対象疾病の一覧及びそれぞれの疾病ごとに定められた疾病の状態の程度については、

「小児慢性特定疾病情報センター」のホームページで確認することができます。

(<https://www.shouman.jp/>)



## ◆医療費の自己負担額

医療費は、世帯の所得等に応じて自己負担上限額が定められています。なお、自己負担額は、子ども医療費助成(p.11)の助成対象です。

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限月額 (患者負担割合：2割、外来+入院)		
			一般	重症(※)	人工呼吸器等 装着者
I	生活保護		0円		
II	市町村民税 非課税(世帯)	低所得Ⅰ(所得80万円以下)	1,250円		500円
III		低所得Ⅱ(所得80万円超)	2,500円		
IV	一般所得Ⅰ(市町村民税所得割額71,000円未満)	5,000円	2,500円		
V	一般所得Ⅱ(市町村民税所得割額71,000円以上251,000円未満)	10,000円	5,000円		
VI	上位所得(市町村民税所得割額251,000円以上)	15,000円	10,000円		
入院時の食費			1/2自己負担		

※次の①②のいずれかに該当

- ①医療費総額が5万円/月(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月)を超えた月が年間6回以上ある場合。
- ②現行の重症患者認定基準に適合する場合。





## ◆申請に必要な書類

- A 小児慢性特定疾病医療費支給認定（新規・更新・変更）申請書
- B 小児慢性特定疾病医療意見書
- C 健康保険証の写し
- D 被保険者等の市町村民税額（所得割）を確認することができる書類
- E 健康保険上の高額療養費所得区分を確認するための書類
- F 高額療養費の所得区分照会のための同意書
- G 医療意見書の研究利用についての同意書
- H マイナンバー・身元の確認ができる書類

※ A, F, Gの様式は、あおり親子はぐみプラザ窓口に備え付けているほか、青森市ホームページ上からダウンロードし、印刷して使用することができます。

お子さんの保険証の種類や、疾病の状態、重症患者申請など、左記以外の書類が必要な場合があります。窓口にお越し頂く前に、ぜひ電話でご確認ください！

毎年 10 月 1 日以降分の更新手続きがあります

### ～ こんなときは変更・追加の申請が必要です！ ～

● 保険証が変わったとき ● 氏名、住所など、医療受給者証の記載事項に変更があったとき ● 別の医療機関で治療を開始するとき ……必要な書類については、あおり親子はぐみプラザにお問合せください。

※市外へ転出された場合は、転出先自治体で申請手続きが必要です。

（18 歳以上の方は本人名義での申請手続となります。）

## ◆小児慢性特定疾病児童手帳（ふくろう手帳）



この手帳は、お子さんの症状が急変した場合に、その場にいる周囲のかたによる小児慢性特定疾病医療機関等への連絡等が速やかに行われ、また、学校生活等において関係者がお子さんの症状を正しく理解し適切な対応が図られるよう、本人の健康状態の記録やかかりつけ医療機関の連絡先等の記入をするものです。

新たに小児慢性特定疾病医療費支給認定の決定を受けたかたに対し交付しています。

保護者が記入し、緊急時に備えてなるべくお子さん本人が持ち歩きましょう。

### <手帳の主な項目>

- 小児慢性特定疾病の概要
- 特記すべき事項（保護者から医師に伝えておきたいこと）
- 緊急時対応すべき医療情報
- 検査の結果
- 成長の記録
- 保護者からみた健康状態
- 治療・相談・指導の記録
- 学校等との連絡事項



あおり親子はぐみプラザ（元気プラザ内） 総務管理チーム

TEL 017-718-2987 FAX 017-718-2951



青森市ホーム > 子ども・教育 > 手当・助成制度 > 小児慢性特定疾病医療費助成制度

## 2 各種相談窓口について

お子さんの病気や発達のこと、病院を退院するとき・・・様々な不安・心配なことを相談できる窓口をご紹介します。

### ◆小児慢性特定疾病児童等自立支援員

#### ～小児慢性特定疾病児童等自立支援員にご相談ください～

お子さんの疾病に関する不安や、在宅療養中の心配など、お気軽にご相談ください。電話、来所のほか、家庭訪問も行っています。市の関係部署や医療機関等と連絡調整し、お子さんとご家族が安心して過ごせるようお手伝いしています。



「どこに相談したらいいかわからない・・・」そんなときは、まず自立支援員にお声がけください。  
※相談事例を p.5～6 に掲載しています。

【場所】あおもり親子はぐくみプラザ（元気プラザ内）

【日時】平日 8：30～17：00 【問合せ先】017-718-2987

#### ～小児慢性特定疾病児童等自立支援事業について～

疾病のため長期にわたり療養を必要とするお子さんとご家族を対象に、療養生活上の悩みや不安の軽減及び福祉の向上を図るため、「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」の一環として、特定疾病についての講演会や交流会を開催しています。

疾病の悩みや不安について、参加するご家族同士で共有・相談できます。開催についてのお問合せは、あおもり親子はぐくみプラザ（017-718-2987）へ。



### ◆病院を退院して在宅療養が始まる時・・・

退院するにあたって、「自宅ではどんな準備が必要か」「どんな医療や福祉のサービスを利用するのか」など、心配なことはしっかりと相談しましょう。

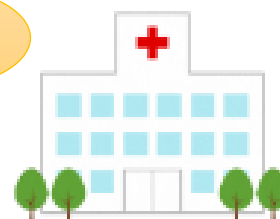
主治医

医療  
ソーシャルワーカー

保健師

看護師

訪問看護  
ステーション



## ◆主な相談窓口

相談したいこと	相談窓口	電話番号等	受付時間等	参照頁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児慢性特定疾病に関すること</li> <li>・子どもの疾病や障がいに関する不安な気持ち</li> <li>・子育てや子どもの成長発達に関する相談</li> </ul>	あおもり親子はぐくみプラザ 浪岡振興部健康福祉課	017-718-2987 ㊚hagukumi-plaza@city.aomori.aomori.jp 0172-62-1114	平日 8:30～ 18:00	p.7 ～8
<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じような病気の子どもがいる家庭と交流したい</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者手帳の取得に関すること</li> <li>・福祉サービスの利用に関すること</li> </ul>	障がい者支援課 浪岡振興部健康福祉課	017-734-5319 017-734-5327 0172-62-1113	平日 8:30～ 18:00	p.18 ～25
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所や幼稚園、一時預かりの利用について</li> <li>・障がい児保育をしている園の情報等</li> </ul>	子育て支援課 浪岡振興部健康福祉課	017-734-5330 0172-62-1113	平日 8:30～ 18:00	p.27
<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児、児童、生徒（中学生）の教育上の悩み、いじめや不登校、就学について</li> </ul>	青森市教育研修センター 教育相談室	017-743-3600	p.28 をご覧ください	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある子どもの望ましい就学先決定に向けての教育支援に関わる相談（教育支援に関する調査票提出後の具体的な相談）</li> </ul>	青森市教育研修センター 教育支援室	017-765-1507	平日 9:00～ 16:30	p.28
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの医療費に関すること</li> <li>・手当や助成に関すること</li> </ul>	ガイドブック p.11～16 で紹介しています			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病に関する相談について</li> </ul>	感染症対策課	017-765-5282	平日 8:30～17:00	
	青森県 難病相談支援センター	0172-62-5514 ㊚aomori_nanbyou@za.wakwak.com	月～土 9:00～16:00	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害に関する相談について</li> </ul>	青森県発達障害者 支援センターステップ	017-777-8201 ㊚aoshien6@adagio.ocn.ne.jp	平日 9:00～17:00	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケアなどを要する子どもの生活に関する相談</li> </ul>	青森県 小児在宅支援センター	017-752-9678 ㊚zaitaku_shien1@med.pref.aomori.jp	月～金 9:30～16:30	

## ◆ご家族の相談事例 ～各種制度の利用例を紹介します～



### ～先天性心臓疾患のAちゃん(例)～

Aちゃんは、生まれてすぐに心臓の病気があるとわかり、生後すぐからNICUでの生活がスタートしました。

ご両親は、Aちゃんが無事に成長できるのか、病気は治るのか、主治医や看護師に相談し、治療の見通しを持つことができました。



また、Aちゃんの心臓病は「小児慢性特定疾病の対象疾病(※1)」に該当するので、主治医から医療費助成を受けるよう勧められました。

申請のために保健所に来所し、自立支援員と面接。「医療費のこと(※2)」や、退院後の「保健師や自立支援員(※3)」による家庭訪問について、情報提供を受けました。

その後、1回目の手術を終え、いったん退院し通院で経過観察をしていくことに。退院後は「保健師と自立支援員による家庭訪問(※4)」を受け、家庭での過ごし方や、感染予防などのアドバイスを受けました。そのほか、Aちゃんと同じ病室だった子のご家族や、主治医から聞いた「患者家族会(※5)」とも連絡を取り合いました。

Aちゃんは1歳になり、2回目の手術を受けました。退院後しばらくして、主治医から集団保育も可能と言われたので、「保育所を探すため、担当課に相談(※6)」しました。

現在、Aちゃんは毎朝血栓予防の薬を飲みながら、日中は保育園で過ごしています。ご両親は、園に、かかりつけの病院名と薬の副作用で出血が止まりにくいことを伝えてあり、転んだり怪我をしたときは、すぐに連絡をもらうようになっています。



※1 対象疾病は、p.1をご覧ください。

※2 医療費は、p.11～14をご覧ください。

※3 保健所には、地区担当の保健師と、小児慢性特定疾病の相談を専門に受ける自立支援員がいます。p.3をご覧ください。

※4 自宅にお伺いして、お子さんの発育の確認やご家族の困り事の相談・調整などを行います。

※5 患者家族会は、p.35～37をご覧ください。

※6 保育所の入所については、p.27をご覧ください。



### ～医療的ケアが必要な B くん（例）～

B くんは、お母さんのお腹の中にいる  
ときから、いくつかの障がいがあることが  
わかっていました。

生後すぐ、自分で呼吸をすることが難しく、  
人工呼吸器を装着。



※ 1 医療ソーシャルワーカーは、退院後の生活に必要な福祉サービスの調整などを行います。

しばらくして主治医から、今後の B くん的生活のために気管切開することを勧められました。ご両親は、医師や看護師と何度も相談を重ね、気管切開することを決め手術を受けました。

※ 2 訪問看護ステーションは、p.17 をご覧ください。

その後、日中の人工呼吸器が不要になると、退院に向けてのシミュレーションがスタート。主治医や看護師のほか、**医療ソーシャルワーカー(※1)**や**訪問看護ステーション(※2)**も交えて、自宅に戻るための話し合いをし、退院後は、訪問看護を利用しながら過ごしました。



※ 3 障がい福祉サービスについては、p.19～25 をご覧ください。

成長するにつれて、夜間の人工呼吸器が不要になり、吸引の回数も減ってきたため、お母さんは子どもの発達を促す集団の体験について自立支援員に相談しました。

そこで、医療的ケアのあるお子さんがお母さんと一緒に利用できるサービスの情報提供を受け、障がい者支援課や、障害児相談支援事業所にも相談し、

※ 4 医療的ケアが必要な場合、福祉サービスを提供できる施設があります。p.26 をご覧ください。

**障害児通所支援事業所(※3)**や**医療的ケアに対応する施設(※4)**での児童発達支援等を週に1回程度利用することになりました。(定員により、利用できない時もあります。)



### 3 青森市の妊娠期から子育て期の支援について

子育てに役立つ各種事業、サービス等を紹介します。

#### ◆青森市子育て情報誌『Let's げんき!』

この子育て情報誌には、市内のお出かけスポットや子育てサークルの紹介のほか、小児科等の医療機関一覧、子育て支援機関等、子育てに役立つ情報が掲載されています。

母子健康手帳交付の際に配付しておりますので、ご活用ください。

転入等で、お手元がない場合には、あおり親子はぐくみプラザ、子育て支援課、つどいの広場「さんぽぼ」、浪岡庁舎健康福祉課で配付しています。



青森市ホーム > 子ども・教育 > 子育て支援 >

子育て親子の支援 > 青森市子育て情報誌『Let's げんき!』



#### ◆あおり親子はぐくみプラザ（元気プラザ内）

あおり親子はぐくみプラザは、妊娠、子育てに関する相談や、親子で交流する場としてご利用いただけます。

##### ※ あおり親子はぐくみプラザ ※

【開設時間】 月～金曜日 8:30～18:00

（祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く）

※事業によって、開催・利用日時が異なります。

【場 所】 佃2丁目19番13号

【電 話】 017-718-2987



妊娠期から子育て期まで  
切れ目ない支援



##### ※ あおり親子はぐくみプラザのプレイルーム ※

プレイルームでは親子交流の場の提供や、子育てに関する相談、子育てに関する情報の提供、子育て講座等を行っています。

【利用対象】 就学前までの乳幼児とその保護者など

【利用時間】 毎日 8:30～18:00

（年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く）

【利用料】 無料

【電 話】 017-718-2975



事業名	内容
乳幼児健康手帳 (予防接種)	お子さんが乳幼児期に接種する予防接種の予診票（無料券）が綴られている手帳です。お子さんの出生届出時に交付しています。長期にわたり、療養を必要とする疾病等の理由で、対象年齢内に接種を受けられないお子さんは、事前にご相談ください。
子育て健康相談	子育てに関する情報を提供するとともに、保健師等による妊娠・出産・子育てに関する相談、栄養士による食育相談などを行います。
4 か月児健康診査	<p>【集団健診】小児科医師・整形外科医師による診察、身体計測、保健師・栄養士による離乳食・育児学級、子育て相談等を行います。</p> <p>※ 健診月の前月に個別通知でお知らせします。</p>
7 か月児健康診査	<p>【個別健診】指定医療機関で健診を行います。</p> <p>※ 健診月の前月に受診票をお送りします。</p>
1 歳 6 か月児 健康診査	<p>【集団健診】小児科医師・歯科医師による診察、身体計測、保健師による保健相談・栄養士による栄養相談、歯科衛生士によるハミガキ相談等を行います。</p> <p>※ 健診月の前月に個別通知でお知らせします。</p>
3 歳児健康診査	<p>【集団健診】小児科医師・耳鼻科医師・歯科医師による診察、身体計測、保健師による保健相談・栄養士による栄養相談、歯科衛生士によるハミガキ相談等を行います。</p> <p>※ 健診月の前月に個別通知でお知らせします。</p>
療育相談	<p>身体の発育発達等に心配のあるお子さんを対象に、小児科医師・保健師・管理栄養士による相談を行います。</p> <p>※ 要予約。日程については、広報あおもりや市ホームページをご確認ください。</p>
子どもの発達相談	<p>【楽しくあ・そ・ぼ！】 1歳～概ね3歳までのお子さんとその保護者を対象に、ことばの遅れなどの発達に心配のあるお子さんの相談に応じます。また、親子でふれあったり、身体を動かしたり、集団あそびを行います。</p> <p>【はぐみ相談】 概ね3歳から就学前までのお子さんとその保護者を対象に、集団生活の困りごとや、吃音などことばに心配のあるお子さんの相談に応じます。</p> <p>【医師相談】 発達に心配のあるお子さんとその保護者を対象に、医師が相談に応じます。</p> <p>※ 要予約。日程については、広報あおもりや市ホームページをご確認ください。</p>



【問合せ先：あおもり親子はぐみプラザ 017-718-2987】

## ◆地域子育て支援

市内 6 か所の地域子育て支援センターと、つどいの広場「さんぼぼ」では、親子交流の場や、子育て相談、子育てに関するいろいろな情報を提供しています。

※ご利用の際には事前に下記へお問合せください。



	内 容
親子交流	親子で遊べる場を提供しています。
子育て相談	電話や来所等で子育てに関する相談・助言を行っています。
子育て情報提供	子育てに関する様々な情報を提供しています。
子育て講座	親子で参加できる子育て講座等を開催しています。 開催日程は、広報あおもりや市ホームページをご確認ください。

### 【地域子育て支援センターの一覧】

地区	施設名	所在地	連絡先
北西部	ねむのき保育園地域子育て支援センター	篠田 1-21-8	017-781-2130
西部	ひまわり保育園地域子育て支援センター	里見 1-5-25	017-783-5105
中央部	和幸保育園地域子育て支援センター	新町 2-6-13 ポレスター新町 プレミアムステージ 1 階	090-3371-1924
東南部	佃保育園地域子育て支援センター	南佃 1-6-9	017-744-4192
東部	あさひ保育園地域子育て支援センター	岡造道 2-4-40	017-744-5134
浪岡地区	認定こども園しらゆり保育園地域子育て支援センター	浪岡福田 1-9-6	0172-62-7660

【利用日】月～土曜日（祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く）

【利用対象】概ね 3 歳までの乳幼児とその保護者など

【利用料】無料



### 【つどいの広場「さんぼぼ」】

施設名	所在地	連絡先
つどいの広場「さんぼぼ」	新町 1-3-7 市役所駅前庁舎 2 階	017-721-4005

【利用日】平日 9:00～18:00 土・日・祝 9:00～17:00

（年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く）

【利用対象】概ね 3 歳までの乳幼児とその保護者など

【利用料】無料





## ◆青森市ファミリー・サポート・センター

青森市ファミリー・サポート・センターは、地域の子育て支援を行うことを目的に、子育ての援助を受けたいかた（利用会員）と子育ての援助を行いたいかた（サポート会員）のネットワークを作り、保育所（園）等の送迎やその後の預かり、病児・病後児の預かり等、会員同士が子育てを支え合う会員組織です。



### 【サポートの主な内容】

- ・ 保育所（園）や幼稚園、放課後児童会等への送迎や終了後の預かり
- ・ 冠婚葬祭や兄弟の学校行事の際の預かり
- ・ 買い物等外出の際の預かり
- ・ 病児・病後児の預かり
- ・ 急な残業、出張等の際の宿泊を伴う預かり等



### 【対象年齢】

- ・ 概ね生後 6 か月から小学 6 年生まで

### 【利用料】

時間帯	基本		病児・病後児預かり	
	1 時間	30 分	1 時間	30 分
① 昼間（7：00～19：00）	550 円	280 円	700 円	350 円
② 早朝・深夜（上記以外の時間）	650 円	330 円	800 円	400 円
③ 宿泊（1泊あたり）	6,500 円		8,000 円	

※利用料金はサポート終了後に利用会員から直接、サポート会員に支払われます。

### 【連絡先】

青森市中央 3 丁目 20 番 30 号 県民福祉プラザ 5 階  
一般社団法人 青森県保育連合会事務局内  
電話番号：0120-916-800



### 【問合せ時間】

月～金曜日 8：30～17：00  
（祝日・年末年始を除く）

※利用には事前の登録が必要です。

※障がい等の状況により、お預かりできないこともありますのでご相談ください。

## 4 医療費等の助成や給付について

お子さんを対象とした医療費の助成や給付について紹介します。 ※令和5年12月1日時点の情報です。



	事業名 (助成・給付)	対象・内容
医療費助成	子ども医療費助成	<p>子どもの入院・通院分にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。</p> <p>〔対象〕 0歳から中学校3年生までの子ども ※所得制限等の要件があります。 ※国民健康保険加入の0歳児に限り所得制限はありません。</p>
	ひとり親家庭等 医療費助成	<p>ひとり親家庭等の母または父及び児童の入院・通院分にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。</p> <p>〔対象〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ひとり親家庭の母または父及び児童（未婚で18歳到達後の3月31日まで）</li> <li>② 父母のいない児童</li> <li>③ 母または父が重度心身障がい者の家庭の障がい者でない母または父及び児童</li> </ol> <p>※所得制限等の要件があります。</p>
	未熟児養育医療	<p>身体の発育が未熟なままで生まれ、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めた場合に、必要な医療を給付します。</p> <p>〔対象〕 出生時の体重が2,000グラム以下、もしくは医師が入院養育を必要と認めた場合（1歳未満） ※ 生計を同一にする世帯全員に課税された市町村民税額の合計額により、世帯の月額自己負担額が決定されます。</p>
	小児慢性特定疾病 医療費助成	<p>国の指定する小児の慢性疾病にかかり、疾病ごとに定められた基準を満たしているかたを対象に、指定医療機関での治療等に係る医療費の一部を助成します。（制度の詳細は p. 1～2 をご覧ください。）</p> <p>〔対象〕 18歳未満の児童（ただし、18歳到達時点において本事業の対象になっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満のかたも対象となります。）</p>
	指定難病 医療費助成 (特定医療受給者 証の申請先)	<p>国の指定する「指定難病」と診断され、疾病ごとに定められた認定基準を満たしているかたを対象に、難病法に基づき指定された「指定医療機関」での治療等に係る医療費の一部を助成します。</p> <p>〔対象〕 指定難病と診断されているかたであって、以下の1～3に該当するかた</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 病状の程度が指定難病の疾病ごとに決められた認定基準（重症度分類基準）を満たすかた 又は、上記の認定基準を満たさないものの、指定難病に係る医療費の総額（10割の額）が33,330円を超える月が年間3回以上あるかた</li> <li>2 青森県内に住所を有しているかた ※患者さんが18歳未満の場合は、青森県内に住所を有している保護者のかた</li> <li>3 公的医療保険（国民健康保険や健康保険など）に加入しているかた又は生活保護受給者</li> </ol>



0 歳～ 小学校～ 中学校～ 高校～ 18 歳～ 20 歳～						担当窓口
子ども医療費助成						国保医療年金課 医療助成チーム 電話：017-734-5345
ひとり親家庭等医療費助成						浪岡振興部健康福祉課 国保年金チーム 電話：0172-62-1153
未熟児養育医療						あおもり親子はぐみプラザ 電話：017-718-2987
小児慢性特定疾病医療費助成						浪岡振興部健康福祉課 健康推進チーム 電話：0172-62-1114
指定難病医療費助成 (小児慢性特定疾病医療費助成と同じ病名で併給は出来ません。 どちらも受給可能な場合は、小児慢性特定疾病医療費助成の申請 を行うこととなります。)						東地方保健所健康増進課 住所：青森市第二問屋町 4 丁目 11-6 電話：017-739-5421



	事業名 (助成・給付)	対象・内容
医療費助成	重度心身障害者 医療費助成	<p>重度心身障がい者の入院・通院分にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。</p> <p>〔対象〕 身体障害者手帳 1 級・2 級、身体障害者手帳 3 級（心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の機能障がいに限る）、療育（愛護）手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級のいずれかに該当するかた ※所得制限等の要件があります。</p>
	育成医療 (自立支援医療)	<p>18 歳未満の身体に障がいのあるお子さんが、生活の能力を得るために必要な医療を指定自立支援医療機関で受ける場合、医療費が 1 割負担となります。ただし、低所得者や高額治療継続者等には負担額に上限が設定されます。</p>
	精神通院医療 (自立支援医療)	<p>通院によって精神障がいの治療を受ける場合の医療費を、健康保険などと合わせて公費で負担します。（1 割負担、上限額あり）</p>
	更生医療 (自立支援医療)	<p>指定自立支援医療機関で受ける、18 歳以上の身体に障がいのあるかたの医療費が 1 割負担になります。ただし、低所得者や高額治療継続者等には負担額に上限が設定されます。</p>
日常生活用具の給付・補装具費の支給	小児慢性特定疾病 児童等日常生活 用具給付事業	<p>日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活用具を給付します。</p> <p>○給付用具 便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、ストーマ装具、人工鼻 等 ※ 給付要件及び一部自己負担があります ※ 機器購入前の申請が必要です</p>
	補装具費の支給	<p>身体障害者手帳の交付を受けたかたまたは難病患者等で、医師が必要と判定したときは、必要な補装具の購入または修理に要した費用の支給を受けることができます。</p> <p>○支給対象 視覚障害・・・視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡 肢体不自由・・・義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器 など 聴覚障害・・・補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る） 上肢・下肢及び言語機能障害・・・重度障害者用意思伝達装置 ※ 原則一割の利用者負担あり</p>
	日常生活用具の 給付	<p>障がいのあるかたや障がいのある児童の家庭生活の不便を解消し、円滑な日常生活を送ることができるように、必要な用具を給付または貸し出します。</p> <p>○給付用具 肢体不自由・・・入浴補助用具、歩行支援用具、便器、特殊寝台など 視覚障害・・・点字図書、電磁調理器など 聴覚障害・・・屋内信号装置、通信装置など 呼吸器機能障害・・・ネブライザー、電気式たん吸引器など 言語・音声機能障害・・・通信装置、携帯用会話補助装置など 知的障がい・・・特殊マット、特殊便器、頭部保護帽など 直腸・ぼうこう機能障害・・・ストーマ装具、紙オムツなど ※ 原則一割の利用者負担あり</p>


0歳～	小学校～	中学校～	高校～	18歳～	20歳～	担当窓口
<p>重度心身障害者医療費助成</p>						<p>国保医療年金課 医療助成チーム 電話：017-734-5345</p> <p>浪岡振興部健康福祉課 国保年金チーム 電話：0172-62-1153</p>
<p>育成医療（自立支援医療）</p> 						<p>障がい者支援課 電話：017-734-5319</p> <p>浪岡振興部健康福祉課 民生福祉チーム 電話：0172-62-1113</p>
<p>精神通院医療（自立支援医療）</p>						
<p>更生医療 （自立支援医療）</p>						
<p>小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付</p>						<p>あおもり親子はぐみプラザ 電話：017-718-2987</p>
<p>補装具費の支給</p> 						<p>障がい者支援課 電話：017-734-5327</p> <p>浪岡振興部健康福祉課 民生福祉チーム 電話：0172-62-1113</p>
<p>日常生活用具の給付</p>						

## 5 手当・年金について

お子さん本人や、保護者のかたを対象とした各種手当・年金について紹介します。※令和5年12月1日時点の情報です。

	事業名	対象・内容
手 当	児童手当	15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を養育しているかたに支給される手当です。 出生・転入の場合は、出生日・前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に申請してください。 なお、公務員のかたは所属庁への申請となります。 〔対象〕 青森市に住民登録があり、中学校修了前の児童を養育している父母等のうち、児童の生計を維持する程度の高いかた（所得の高いかたなど） ※ 所得制限及び支給要件があります。
	児童扶養手当	18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中度以上の障がいがあるときは20歳に達した日の前日が属する月末までの児童）を養育しているひとり親家庭等に支給される手当です。 ※ 所得制限及び支給要件があります。
	特別児童扶養手当	精神または身体に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育しているかたに支給される手当です。 〔障がいのおおよその程度〕 ① 身体障害者手帳1、2、3級または4級の一部のかた ② 愛護手帳（療育手帳）AまたはBのうち重度のかた ③ 精神障がいにより日常生活に著しい制限を受けるかた ※ 支給対象児童が特定の施設に入所したときは、支給されません。 ※ 所得制限があります。 ※ 詳しくは担当窓口へお問合せください。
	障害児福祉手当	精神または身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満のかたに支給される手当です。 ※ 該当となるかたが特定の施設に入所したときは支給されません。 ※ 所得制限があります。 ※ 詳しくは担当窓口へお問合せください。
	特別障害者手当	精神または身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上のかたに支給される手当です。 ※ 該当となるかたが特定の施設に入所したときや、病院等に3か月を超えて入院したときは支給されません。 ※ 所得制限があります。 ※ 詳しくは担当窓口へお問合せください。
年 金	障害基礎年金	■20歳前の障がい 20歳前に病気やけがで障がい者になったかたが、20歳以降に受けられます。 受給者本人の所得が一定額を超えた場合などに、年金の一部または全部が支給停止されることがあります。 ■20歳以降の障がい 20歳から59歳の間で国民年金に加入中、または60歳から64歳の間、病気やけがで障がい者になったときに受けられます。ただし、一定の保険料納付が必要です。



0 歳～	小学校～	中学校～	高校～	18 歳～	20 歳～	担当窓口
<b>児童手当</b> ・3 歳未満 15,000 円/月 (一律) ・3 歳～小学生 10,000 円/月 (第 3 子以降は 15,000 円) ・中学生 10,000 円/月 (一律) ※所得制限限度額以上のかた 5,000 円 (一律) ※所得上限限度額以上のかた 支給されません。						子育て支援課 電話：017-734-5334  浪岡振興部健康福祉課 民生福祉チーム 電話：0172-62-1113
<b>児童扶養手当</b> ・子ども 1 人の場合は 44,140 円～10,410 円/月、 2 人目は 10,420 円～5,210 円/月が加算され、 3 人目以降は 1 人につき 6,250 円～3,130 円/月が加算されます。						
<b>特別児童扶養手当 (令和 5 年度)</b> ・重度 (1 級障害) 53,700 円/月 ・中度 (2 級障害) 35,760 円/月						障がい者支援課 電話：017-734-5319  浪岡振興部健康福祉課 民生福祉チーム 電話：0172-62-1113
<b>障害児福祉手当 (令和 5 年度)</b> ・15,220 円/月						
<b>特別障害者手当 (令和 5 年度)</b> ・27,980 円/月						
						国保医療年金課 国民年金チーム 電話：017-734-5352  浪岡振興部健康福祉課 国保年金チーム 電話：0172-62-1153
<b>障害基礎年金</b> ・1 級 993,750 円/年 ・2 級 795,000 円/年						

## 6 療養生活に役立つ様々なサービスについて

在宅での療養生活を支える訪問看護や、介護負担を軽減してくれる障がい福祉サービスなどを紹介します。

### (1) 訪問看護

ご家族が安心して過ごせるように、看護師が家庭を訪問し、お子さんとご家族を支えるサービスです。主治医と連携しながら、病状の観察や医療機器の管理、看護技術に関する相談や支援を行います。また、医師が必要と認めた場合は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが訪問し、リハビリテーションを行います。

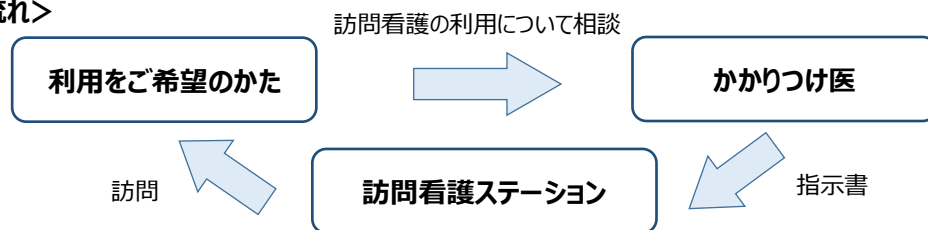
利用料は医療保険の自己負担分となりますが、小児慢性特定疾病医療費助成の受給者証をお持ちのかたは、その疾病に関する訪問看護利用料は受給者証に記載されている自己負担上限月額までとなります。

※詳細については、各事業所にお問合せください。

#### <訪問看護によるサービス>

- 療養上のお世話（身体の清拭、洗髪、入浴介助など）
- 医師の指示による医療処置
- 病状の観察（病気や障がいの状態、血圧測定など）
- 医療機器の管理（在宅酸素、人工呼吸器など）
- ご家族への看護技術指導

#### <利用の流れ>



#### <青森市指定小児慢性特定疾病医療機関（訪問看護事業所）>

	事業所名	所在地	連絡先 (TEL・メールアドレス)
1	医療法人雄心会 新都市訪問看護ステーション	石江 3 丁目 2 番地 4	017-757-8373
2	じけいかい訪問看護ステーション	安田字近野 136-1	017-783-5120 ✉jikeikai-houkan@poppy.ocn.ne.jp
3	訪問看護ステーションあうら	幸畑 2 丁目 6 番 10 号	017-752-9119 ✉houkan-info@aura-group.jp
4	訪問看護ステーションのぞみ	東大野 1 丁目 1 番 12 号レトア 101	017-763-5755
5	訪問看護ステーションやよい	矢田前字弥生田 47-2	017-726-5656 ✉yayoi@keiju-w.or.jp
6	ほーむおんナースステーション	小柳 1 丁目 17-21	017-763-0972 ✉homeon.info@gmail.com
7	リニエ訪問看護ステーション 青森青葉	青葉 3 丁目 9-8 三成ビル 2 階 E 号室	017-763-4001 ✉sei-ji-ogawa@linie-r.jp
8	あおかい訪問看護青森東	浪打 1 丁目 14-3 JMG ビル	017-752-0044
9	訪問看護ステーションえにし	南佃 2 丁目 17-1 メゾンオリンピック B 号	017-762-0572 ✉enishi@hapirai.com
10	ナースステーションまごの手	沖館 5 丁目 8-5	017-763-4720 ✉nursestation.magonote@gmail.com
11	ハピネス訪問看護ステーション 浜田支所	浜田字玉川 348 M*sビルA号室	017-757-9650
12	協立訪問看護ステーション	青森市問屋町 1 丁目 15-10	017-764-4477 ✉kyouritu-st@aomori-h-coop.com



## (2) 障がい者手帳の制度

障がい者手帳は、心身に障がいのある人が福祉サービスを受ける際に提示する手帳のことをいいます。障がいの内容により身体障害者手帳・愛護（療育）手帳・精神障害者保健福祉手帳の3種類があり、また、それぞれに障がいの程度に応じた等級があります。等級や種別によって受けられるサービスが異なります。

	身体障害者手帳	愛護手帳（療育手帳）	精神障害者保健福祉手帳
<b>対象</b>	視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体、内部機能に障がいのあるかた	児童相談所または青森県障害者相談センターで知的障がいがあると判定されたかた	精神障がいにより、長期にわたって日常生活、社会生活に制限があると認められたかたで、手帳の交付を希望するかた
<b>等級や種類</b>	<b>等級</b> 1 級～6 級まで <b>種別</b> 第 1 種：障がいの程度が重度で移動に介護者が必要なかた 第 2 種：第 1 種以外のかた	<b>等級</b> A(重度)：知能指数がおおむね 35 以下で、日常生活に常時介護を要するかた または、身体障害者手帳 1～3 級に該当し、知能指数がおおむね 50 以下のかた B(中・軽度)：知能指数がおおむね 70 以下で A(重度)以外のかた <b>種別</b> 第 1 種：障がいの程度が重度で移動に介護者が必要なかた 第 2 種：第 1 種以外のかた	<b>等級</b> 1 級：日常生活上、他人の援助を受けなければほとんど自分の用を足すことができない程度 2 級：日常生活が著しく制限を受けるかまたは制限を加えることを必要とする程度 3 級：日常生活もしくは社会生活が制限を受けるかまたは制限を加えることを必要とする程度
<b>申請窓口</b>	障がい者支援課 相談チーム 017-734-5319 浪岡振興部 健康福祉課 民生福祉チーム 0172-62-1113		

### ～障がい者手帳に関するQ & A～

Q 手帳を取得するとどんなメリットがありますか？

手帳を取得することによって、さまざまな援護等が受けられます。詳しくは、「福祉ガイドブック」で確認できます。「福祉ガイドブック」は障がい者支援課（駅前庁舎）と健康福祉課（浪岡庁舎）で配付しているほか、青森市ホームページに掲載しております。



青森市ホーム > 福祉・健康 > 福祉 >  
障がい福祉 > 福祉ガイドブック



Q 障がい者手帳の取得について、まずどこに相談すればよいですか？

手帳の取得については、障がい者支援課にご相談ください。



青森市 HP 掲載ページ

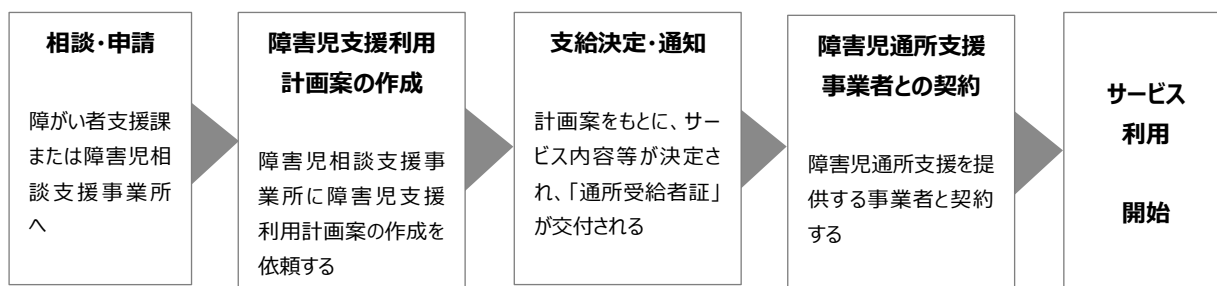
### (3) 障がい福祉サービス

#### ◆ 障害児通所支援

障がいのあるお子さん等に対して、集団生活への適応訓練や治療、社会との交流の促進や活動場所を提供します。

サービスの内容	
<b>児童発達支援</b>	就学していない障がいのあるお子さん等に対して、児童発達支援センター等の施設で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
<b>医療型児童発達支援</b>	上肢、下肢又は体幹機能に障がいのあるお子さんや重度の肢体不自由と知的障がいのあるお子さん等に対して、医療型児童発達支援センター等の施設で、児童発達支援及び治療等を行います。
<b>放課後等デイサービス</b>	就学している障がいのあるお子さん等に対して、授業の終了後又は休業日に放課後等デイサービス等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進や活動場所の提供等を行います。
<b>保育所等訪問支援</b>	保育所等の子どもが集団生活を営む施設等に通う障がいのあるお子さん等に対して、その施設を訪問し、その施設における障がいのあるお子さん以外の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援や施設への協働支援を行います。
<b>居宅訪問型児童発達支援</b>	重度の障がいがあり、児童発達支援等の施設で支援を受けるために外出することが困難なお子さんに対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能を身につけるための支援を行います。

<利用手続きの流れ>



#### ～障害児通所支援について～

障害児通所支援は、障がいのあるお子さんや、障がいの可能性があると思われるお子さんが、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるように取り組む支援や訓練のことです。一人ひとりの状態や特性等に応じた、成長発達に必要な関わりをします。



#### ◆ 障害児相談支援

障がいのあるお子さん等が適切な障害児通所支援を利用できるよう、「障害児支援利用計画」の作成や定期的な聞き取りによる支援方針の確認（「モニタリング」と言います。）を行います。

#### ◆ 障害児入所支援

障がいのあるお子さん等を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります

## ◆障がいのある児童のための施設一覧



### 障害児通所支援関連（令和6年1月1日現在）

#### <児童発達支援事業所>

No.	事業所名	所在地	連絡先
1	独立行政法人国立病院機構青森病院	青森市浪岡女鹿沢字平野 155-1	0172-62-4055
2	児童デイサービスあおねっと新青森	青森市石江 5丁目 4-2 フラシオン 103号室、105号室、106号室	017-757-8106
3	デイサービスセンターあおば	青森市桜川 9丁目 11-6	017-752-0562
4	児童デイサービスあおねっと青森南	青森市大矢沢字里見 92-1	017-757-9165
5	ゆうきっずびあ	青森市勝田 2丁目 18-1 サニーパーク平和公園 1階	017-757-9774
6	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」青森篠田校	青森市篠田 2丁目 1-4	017-763-5225
7	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」青森桜川校	青森市桜川 6丁目 14-10	017-718-3395
8	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」青森松原校	青森市松原 3丁目 9-47 エクセレンス松原 1階C号	017-718-1237
9	もみの木 MIRAI	青森市三内字稲元 108-18	017-764-6213
10	エジソンキッズ青森西	青森市新城字山田 436-2	017-764-0181
11	放課後等デイサービスきらら筒井	青森市筒井 4丁目 1-26	017-718-2722
12	児童支援事業所ポコアポコ	青森市浪岡浪岡字佐野 29-18	0172-75-5844
13	放課後等デイサービスきらら佃	青森市佃 2丁目 4-29	017-752-8668
14	児童支援事業所ハピネス	青森市浜館字見取 26-12	017-718-5785
15	きゃんぱす	青森市岡造道 1丁目 2-16	017-757-9371
16	放課後等デイサービス きらら篠田	青森市篠田 2丁目 20-2	017-718-0090
17	こどもプラス 青森東教室	青森市茶屋町 6-14	017-752-7875
18	クラスルームなないろ	青森市浦町字奥野 289-1	017-752-0307
19	児童発達支援・放課後等デイサービス事業所 BLUE PLAYS	青森市八重田 4丁目 1-9	090-7195-0895
20	Eat in by きらら	青森市浜田 2丁目 15-16	017-763-5570
21	児童発達支援ぱぷりか	青森市富田 3丁目 16-50	017-782-1666
22	エジソンキッズ青森東	青森市造道 3丁目 4-15 1階	017-764-0260
23	レスパイトハウス KOKO	青森市三内字稲元 109-39	017-752-6906
24	toi toi toi	青森市西大野 3丁目 11-6	017-718-8545
25	サクラサカイしえ	青森市石江字江渡 83-7	017-718-8480
26	児童支援事業所 Neo	青森市浜館 4丁目 11-9	017-752-1933
27	Eat in by きらら 虹ヶ丘	青森市虹ヶ丘 1丁目 14-14	017-762-0037
28	こどもプラス 青森西教室	青森市安田字近野 87-2	017-763-5866
29	児童発達支援・放課後等デイサービス アトリエさくら	青森市浪館字志田 38-6	017-753-1121
30	サポートハウス ミライエ	青森市篠田 3丁目 12-57	017-764-0373
31	児童発達支援・放課後等デイサービス レアリサルあつぱ	青森市桂木 4丁目 2-1	017-721-0130
32	KidsStudio ねこのて	青森市浪打 2丁目 2-8	017-718-2936
33	ピリーブ児童デイサービス青森東	青森市浪打 1丁目 14-3	017-752-0111
34	toi toi toi 2nd	青森市西大野 1丁目 7-9	017-718-0271
35	ポコアポコ青森	青森市石江字高間 3	017-757-8580
36	児童発達支援・放課後等デイサービスななき	青森市桂木 3丁目 18-2	017-718-5735

### <福祉型児童発達支援センター>

No.	事業所名	所在地	連絡先
1	児童発達支援センターやまぶき園	青森市雲谷字山吹 92-285	017-738-5564
2	藤児童発達支援センターくれよんはうす	青森市奥野 3 丁目 7-1	017-718-3802

### <医療型児童発達支援センター>

No.	事業所名	所在地	連絡先
1	青森県立あすなろ療育福祉センター	青森市石江字江渡 101	017-781-0174

### <放課後等デイサービス事業所>

No.	事業所名	所在地	連絡先
1	放課後等児童デイサービスやまぶき	青森市雲谷字山吹 92-285	017-738-5564
2	青森県立あすなろ療育福祉センター	青森市石江字江渡 101	017-781-0174
3	独立行政法人国立病院機構青森病院	青森市浪岡女鹿沢字平野 155-1	0172-62-4055
4	放課後等デイサービスまあむ	青森市中央 1 丁目 27-5	017-735-1500
5	児童デイサービスあおねっと新青森	青森市石江 5 丁目 4-2 フラシオン 103 号室、 105 号室、106 号室	017-757-8106
6	レスパイトハウス WA	青森市中央 4 丁目 7-8	017-723-1565
7	ビリーブ児童デイサービス青森西	青森市油川字千刈 113-1	017-787-1261
8	デイサービスセンターあおば	青森市桜川 9 丁目 11-6	017-752-0562
9	デイサービスセンターすこやか	青森市緑 3 丁目 3-16	017-762-7570
10	ふらわあ	青森市駒込字月見野 918-3	017-765-5520
11	デイサービスセンターケヤキ	青森市泉野字野脇 46-61 地域生活支援センターケヤキ 2 階	017-763-4447
12	放課後等デイサービス事業所みらいの里ミント	青森市浪岡樽沢字上野 74-1	0172-69-1234
13	児童デイサービスあおねっと青森南	青森市大矢沢字里見 92-1	017-757-9165
14	ゆうきっずびあ	青森市勝田 2 丁目 18-1 サニーパーク平和公園 1 階	017-757-9774
15	チャレンジサポートすこやか	青森市松森 2 丁目 11-13	017-752-1751
16	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」青森篠田校	青森市篠田 2 丁目 1-4	017-763-5225
17	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」青森桜川校	青森市桜川 6 丁目 14-10	017-718-3395
18	ゆうきっずびあ 2	青森市けやき 2 丁目 1-7	017-763-5144
19	ビリーブ児童デイサービス青森東	青森市浪打 1 丁目 14-3	017-752-0111
20	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」青森松原校	青森市松原 3 丁目 9-47 エクセレンス松原 1 階 C 号	017-718-1237
21	もみの木 MIRAI	青森市三内字稲元 108-18	017-764-6213
22	エジソンキッズ青森西	青森市新城字山田 436-2	017-764-0181
23	放課後等デイサービスきらら筒井	青森市筒井 4 丁目 1-26	017-718-2722
24	児童支援事業所ポコアポコ	青森市浪岡浪岡字佐野 29-18	0172-75-5844
25	放課後等デイサービスきらら佃	青森市佃 2 丁目 4-29	017-752-8668
26	ジョブアカデミー桜川	青森市桜川 7 丁目 15-31 NFビル 1F	017-764-0434
27	児童支援事業所ハピネス	青森市浜館字見取 26-12	017-718-5785
28	放課後等デイサービス まあむ あおば	青森市青葉 2 丁目 2-2 2 階	080-9637-2834
29	放課後等デイサービス きらら篠田	青森市篠田 2 丁目 20-2	017-718-0090
30	レスパイトハウス TOMO	青森市三内字稲元 109-38	017-781-5553

31	こどもプラス 青森東教室	青森市茶屋町 6-14	017-752-7875
32	放課後等デイサービス まあむ M's	青森市青葉 2 丁目 2-2 1 階	080-4191-5337
33	クラスルームなないろ	青森市浦町字奥野 289-1	017-752-0307
34	児童発達支援・放課後等デイサービス事業所 BLUE PLAYS	青森市八重田 4 丁目 1-9	090-7195-0895
35	Eat in by きらら	青森市浜田 2 丁目 15-16	017-763-5570
36	放課後等デイサービスばぶりか	青森市富田 3 丁目 16-50	017-782-1666
37	エジソンキッズ青森東	青森市造道 3 丁目 4-15 1 階	017-764-0260
38	グランマ メリー	青森市大野字山下 177-20 メイクビル 1F	017-718-7737
39	Fit&Life Support Marun5	青森市南佃 2 丁目 18-7	017-752-8120
40	サクラサカイしえ	青森市石江字江渡 83-7	017-718-8480
41	児童支援事業所 Neo	青森市浜館 4 丁目 11-9	017-752-1933
42	Eat in by きらら 虹ヶ丘	青森市虹ヶ丘 1 丁目 14-14	017-762-0037
43	こどもプラス 青森西教室	青森市安田字近野 87-2	017-763-5866
44	放課後等デイサービス まあむ佃	青森市中佃 2 丁目 21-4 101	017-718-7078
45	児童発達支援・放課後等デイサービス アトリエさくら	青森市浪館字志田 38-6	017-753-1121
46	サポートハウス ミライエ	青森市篠田 3 丁目 12-57	017-764-0373
47	放課後等デイサービス まあむ M's つくだ	青森市中佃 2 丁目 21-4 プルミエビル 201 号	017-752-1123
48	児童発達支援・放課後等デイサービス レアリアルあつぷ	青森市桂木 4 丁目 2-1	017-721-0130
49	toi toi toi 2nd	青森市西大野 1 丁目 7-9	017-718-0271
50	ポコアポコ青森	青森市石江字高間 3	017-757-8580
51	児童発達支援・放課後等デイサービスななき	青森市桂木 3 丁目 18-2	017-718-5735

### <保育所等訪問支援事業所>

No.	事業所名	所在地	連絡先
1	児童発達支援センターやまぶき園	青森市雲谷字山吹 92-285	017-738-5564
2	藤児童発達支援センターくれよんはうす	青森市奥野 3 丁目 7-1	017-718-3802
3	きゃんばす	青森市岡造道 1 丁目 2-16	017-757-9371
4	こどもプラス 青森東教室	青森市茶屋町 6-14	017-752-7875
5	クラスルームなないろ	青森市浦町字奥野 289-1	017-752-0307
6	チャレンジサポートすこやか	青森市松森 2 丁目 11-13	017-752-1751
7	デイサービスセンターあおば	青森市桜川 9 丁目 11-6	017-752-0562
8	児童支援事業所 Neo	青森市浜館 4 丁目 11-9	017-752-1933
9	児童発達支援・放課後等デイサービス アトリエさくら	青森市浪館字志田 38-6	017-753-1121
10	サポートハウス ミライエ	青森市篠田 3 丁目 12-57	017-764-0373
11	ねこのて	青森市浪打 2 丁目 2-8	017-718-2936
12	こどもプラス 青森西教室	青森市安田字近野 87-2	017-763-5866
13	児童発達支援・放課後等デイサービス レアリアルあつぷ	青森市桂木 4 丁目 2-1	017-721-0130

＜居宅訪問型児童発達支援事業所＞

No.	事業所名	所在地	連絡先
1	きゃんばす	青森市岡造道 1 丁目 2-16	017-757-9371
2	ねこのて	青森市浪打 2 丁目 2-8	017-718-2936

障害児相談支援関連

＜障害児相談支援事業所＞

No.	事業所名	所在地	連絡先
1	指定相談支援事業所青森中央	青森市新町 2 丁目 1-8	017-723-9911
2	地域活動支援センターすばる	青森市四ツ石字里見 75-2	017-764-2424
3	相談支援事業所あすなる	青森市浪岡樽沢字上野 74-1	0172-69-1230
4	相談支援事業所あおば	青森市横内字桜峰 63-1	017-752-0560
5	相談支援事業所あおねっと	青森市石江 5 丁目 4-2 フラシオン 203 号室	017-752-8183
6	ピリーブケアプラン青森	青森市浪打 1 丁目 14-3	017-752-0030
7	青森県立あすなる療育福祉センター	青森市石江字江渡 101	017-782-7773
8	相談支援事業所じょいん	青森市月見野 1 丁目 7-9	017-743-3755
9	相談支援センター青森	青森市金沢 3 丁目 25-15	017-721-2292
10	障がい者相談支援センターこまきの	青森市荒川字筒井 306-11	017-752-6652
11	デイサービスセンターケヤキ	青森市泉野字野脇 46-61 地域生活支援センターケヤキ 2 階	017-752-8887
12	相談支援事業所七輝	青森市浜田 2 丁目 9-8	017-752-1744
13	相談支援事業所藤	青森市奥野 3 丁目 7-1	017-718-5820
14	相談支援事業所フレンドリープラザ	青森市問屋町 1 丁目 2-6	017-757-8212
15	相談支援事業所リーフ	青森市駒込字深沢 514	017-742-6325
16	相談支援事業所ホットミルク	青森市富田 1 丁目 17-7	017-752-6576
17	ほそかわ介護	青森市浪岡浪岡字稲村 162-1	0172-62-6823
18	相談支援事業所 アトリエさくら	青森市安田字近野 270-5	017-772-7018
19	相談支援事業所 YBS 東青森	青森市浜館 1 丁目 18-5	017-742-8334
20	相談支援事業所ソエシア	青森市浪岡浪岡字林本 114-5	0172-55-7225
21	指定相談支援事業所ほたる	青森市浪岡浪岡字稲村 274	0172-62-9294
22	ピアネット	青森市篠田 1 丁目 8-1 エムズコーポ 104	017-763-4755

障害児入所支援関連

＜福祉型障害児入所施設＞

No.	事業所名	所在地	連絡先
1	障害児入所施設八甲学園	大字横内字桜峰 63-1	017-738-2104
2	青森県立あすなる療育福祉センター	大字石江字江渡 101	017-781-0174

＜医療型障害児入所施設＞

No.	事業所名	所在地	連絡先
1	独立行政法人国立病院機構青森病院	浪岡大字女鹿沢字平野 155-1	0172-62-4055

## ◆ 18 歳未満のお子さんが利用できるその他の障がい福祉サービス

サービスの内容																
<b>居宅介護</b> (※自立支援給付)	自宅において、入浴、排せつ、食事の介助等を行います。															
<b>行動援護</b> (※自立支援給付)	知的障がいや精神障がいにより、介護が必要なお子さんが行動する時に、危険を回避するための支援や、外出時に必要な支援等を行います。															
<b>同行援護</b> (※自立支援給付)	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がいのあるお子さんに同行し、外出時の支援を行います。															
<b>短期入所</b> (※自立支援給付)	障がいのあるお子さんを介護している家族が、疾病等により一時的に本人の介護ができない場合、障害者支援施設等へ短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の支援を行います。															
<b>障害者外出介護サービス事業</b> (地域生活支援事業)	障がいのあるお子さんの社会生活上、必要不可欠な外出時の付添のヘルパーを派遣します。 <b>【利用料】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>&lt;サービスの形態&gt;</th> <th>&lt;最初の 1 時間&gt;</th> <th>&lt;以降 30 分毎&gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個別支援型</td> <td>150 円</td> <td>75 円</td> </tr> <tr> <td>グループ支援型</td> <td>105 円</td> <td>52 円</td> </tr> </tbody> </table> ※ただし、所得に応じた月額負担上限額があります。	<サービスの形態>	<最初の 1 時間>	<以降 30 分毎>	個別支援型	150 円	75 円	グループ支援型	105 円	52 円						
<サービスの形態>	<最初の 1 時間>	<以降 30 分毎>														
個別支援型	150 円	75 円														
グループ支援型	105 円	52 円														
<b>手話通訳者・要約筆記者の派遣</b> (地域生活支援事業)	聴覚障がい及び音声、言語機能障がいのあるお子さんに意思伝達の手段を確保するための手話通訳者または要約筆記者を派遣します。(利用者負担はありません。)															
<b>入院時の意思疎通支援者の派遣</b> (地域生活支援事業)	意思疎通が困難でかつ介護者がいない障がいのあるお子さんが医療機関に入院する場合に、本人の意思を医療従事者に伝えることができる意思疎通支援者を派遣します。 ※利用料は 1 時間につき 150 円、以降 30 分につき 75 円の加算となります。ただし、所得に応じた月額負担上限額があります。															
<b>日中一時支援事業</b> (地域生活支援事業)	障がいのあるお子さんの日中における一時的な活動の場所を提供することで、介護者の就労支援及び介護負担の軽減を図ります。 <b>【利用料】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>&lt;時間&gt;</th> <th>&lt;右記以外のかた&gt;</th> <th>&lt;重症心身障害児&gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 時間以内</td> <td>210 円</td> <td>357 円</td> </tr> <tr> <td>6 時間以内</td> <td>315 円</td> <td>535 円</td> </tr> <tr> <td>8 時間以内</td> <td>420 円</td> <td>714 円</td> </tr> <tr> <td>8 時間超</td> <td>525 円</td> <td>892 円</td> </tr> </tbody> </table> ※ただし、所得に応じた月額負担上限額があります。	<時間>	<右記以外のかた>	<重症心身障害児>	4 時間以内	210 円	357 円	6 時間以内	315 円	535 円	8 時間以内	420 円	714 円	8 時間超	525 円	892 円
<時間>	<右記以外のかた>	<重症心身障害児>														
4 時間以内	210 円	357 円														
6 時間以内	315 円	535 円														
8 時間以内	420 円	714 円														
8 時間超	525 円	892 円														

## サービスの内容

<p><b>障害者移送サービス</b> (地域生活支援事業)</p>	<p>身体障がいのあるお子さんや難病に罹患しているお子さんなどで、日常の外出において車いすを使用しているかたを対象に、車いすリフト付き車両で移動サービスを行います。運用範囲は、原則として青森市内です。 ※利用料・・・30分 700円 ※利用に制限のある場合があります。</p>
<p><b>訪問入浴サービス</b> (地域生活支援事業)</p>	<p>移動が困難な在宅の障がいのあるお子さん等に対して、市から委託を受けた事業所が訪問入浴車で自宅へ訪問し、入浴サービスを実施します。 ※利用料は原則として費用の1割負担となります。所得に応じた月額負担上限額があります。</p>
<p><b>障害児等療育支援事業</b></p>	<p>市から委託を受けた事業者が、障がいのあるお子さんやそのご家族からの相談に対し、訪問・外来により療育に関する相談・指導を行います。</p>

※自立支援給付は、原則として費用の1割負担となります。ただし、所得に応じた月額負担上限額があります。

【問合せ先：障がい者支援課 017-734-5327】

### ～福祉サービスを利用するためには、相談支援事業所への相談が必要です～

相談支援事業所は、障がいのあるかたやご家族の様々な困り事や悩み事について、一緒に解決方法を探すところです。障害福祉サービス等を利用するためには、「特定相談支援事業者」または「障がい児相談支援事業者」の指定を受けた事業所に、障がいのあるご本人や家族の生活に合わせた「サービス等利用計画書」等を作成してもらう必要があります。

相談支援事業所には、「特定」「障がい児」「一般」の3種類の事業所があります。どのようなサービスを受けるかによって、利用する事業所が異なりますので、まずは障がい者支援課または、病院のソーシャルワーカーへ相談しましょう。

市内の相談支援事業所については、障がい者支援課で発行している「青森市相談支援事業所ガイドマップ」に詳しく紹介しています。



青森市ホーム > 福祉・健康 > 福祉 > 障がい福祉 > 相談支援 >

障がいのあるかたなどの相談窓口



### ～福祉ガイドブックをご利用ください～

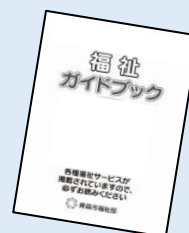
この「ふくろうガイドブック」では、18歳までのお子さんを対象とした福祉サービス・制度を紹介しています。

障がい者・児童・高齢者のための福祉サービス・制度及び介護保険サービス等については、「福祉ガイドブック」をご覧ください。障がい者支援課（駅前庁舎）と健康福祉課（浪岡庁舎）で配付しているほか、青森市ホームページに掲載しております。



青森市ホーム > 福祉・健康 > 福祉 >

障がい福祉 > 福祉ガイドブック



青森市 HP 掲載ページ



## ◆医療的ケアが日常的に必要なお子さんが利用できる施設・サービス

市内で医療的ケアが日常的に必要なお子さんに対応し、サービスを提供している施設を紹介します。

多機能型通所支援事業所「あお空」（独立行政法人国立病院機構 青森病院内）	
事業内容 定員	① 生活介護（18歳以上の重症心身障がい者） ② 放課後等デイサービス（就学中の重症心身障がい児） ③ 児童発達支援（未就学の重症心身障がい児） } 合わせて1日5名
サービス 内容	・入浴サービス（月・火・木） ・医療的ケア（吸引、経管栄養、与薬など） ・日中活動（創作、音楽活動、スヌーズレン、ムーブメントなど） ・食事サービス（刻み食、ミキサー食、経管栄養など） ・機能訓練 ※送迎はありません。
開所日時	月～金曜日 8：30～16：30（祝祭日及び年末年始を除く）
その他	短期入所（宿泊と日帰り）
問合せ先	〒038-1331 青森市浪岡大字女鹿沢字平野 155-1 TEL：0172-62-4055

あすなる療育福祉センター（医療型児童発達支援センター）	
事業内容 定員	① 医療型児童発達支援(あぶるん)(未就学の重症心身障がい児又は肢体不自由児) ② 放課後等デイサービス(かしすん)(就学中の重症心身障がい児又は肢体不自由児) } 合わせて1日10名
サービス 内容	① 医療型児童発達支援（あぶるん） ・保護者のかたと一緒に通園します。 ・身体を動かす・音楽・制作・戸外遊びなど、感覚を刺激し発達を促します。 ② 放課後等デイサービス（かしすん） ・放課後や長期の休み期間、日常生活に必要な動作の習得や集団生活への適応支援をします。 ①②とも送迎はありません。
開所日時	① 医療型児童発達支援（あぶるん） 月～金曜日 8：45～13：30 ② 放課後等デイサービス（かしすん） 月～金曜日 12：00～16：45 長期の休み期間 8：45～16：45 ①、②いずれも、祝祭日及び年末年始は除く
その他	短期入所（宿泊と日帰り）は、青森県立あすなる療育福祉センター診療部へご相談ください。
問合せ先	〒038-0003 青森市大字石江字江渡 101 TEL：017-781-0174 メール：ASUNARO@pref.aomori.lg.jp

上記のほか、医療的ケアが日常的に必要なお子さんの受入可能な事業所等一覧を青森市ホームページに掲載しています。



青森市ホーム > 福祉・健康 > 福祉 > 障がい福祉 > 医療的ケア児



定員や利用者の状況によって、すぐに利用できないこともあります。実際に施設を見学・体験してみたい、利用の仕方を具体的に教えて欲しいなど、まずはお気軽にお問合せ・ご相談ください。



## 7 入園や就学などについて

### (1) 保育所等（認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業）の利用について

保育所等を利用するためには、教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書を提出して教育・保育給付認定を受ける必要があります。

利用したい施設	保護者の要件	対象年齢	利用するために必要な認定区分	担当課
幼稚園	制限なし	3~5歳	(1)新制度に移行しない幼稚園	—
			(2)新制度に移行する幼稚園	1号認定 (教育標準時間認定)
認定こども園	教育部分 制限なし	3~5歳	1号認定（教育標準時間認定）	
	保育部分		2号認定（保育認定）	
保育所	・「保育の必要な事由」に該当し、保育を必要とするかた ・就労の場合（月60時間以上の就労）	0~2歳	3号認定（保育認定）	
		3~5歳	2号認定（保育認定）	
		0~2歳	3号認定（保育認定）	
地域型保育事業	・出産の準備や出産後休養が必要な場合など	0~2歳	3号認定（保育認定）	

#### <教育・保育給付認定区分>

認定区分	利用可能な施設	対象年齢	希望する教育・保育の形態	申込み先
1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園	3~5歳	幼稚園等での教育を希望する場合	希望施設
2号認定 (保育認定)	保育所 認定こども園	3~5歳	「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	上記担当課 または希望施設
3号認定 (保育認定)	保育所 認定こども園 地域型保育事業	0~2歳		上記担当課 または希望施設

#### ◆一時預かり

保育所等に入所していないお子さんを対象に、保護者がケガや病気のために急に子どもの世話ができなくなった場合や、一時的な就労などで子どもの保育が必要な場合などに保育を行います。育児疲れ解消のためにも利用できます。

【実施場所】一時預かり実施保育所(園)・認定こども園 【料 金】各施設により異なります

【問合せ先】直接、一時預かりを実施する保育所(園)・認定こども園

または、子育て支援課(017-734-5330)、浪岡振興部健康福祉課(0172-62-1113)

#### ◆障がい児保育

心身に障がいのあるお子さんを対象に、障がい児保育を行っています。入所については、担当課にご相談ください。

【実施場所】障がい児保育を実施する保育所(園)・認定こども園

【問合せ先】子育て支援課(017-734-5330)、浪岡振興部健康福祉課(0172-62-1113)



保育所等の利用については、あおり親子はぐくみプラザ(p.7~8)や保健師・自立支援員(p.3)も相談に応じます。関係機関と連絡調整・連携しながら、ご家族の困り事に寄り添ってお手伝いをしています。福祉サービス等の利用も一緒に考えます。

## (2) 入学・学校生活について

どんな就学先が考えられるのか、お子さんが安心して就学できるよう、一緒に考えます。



### ◆教育相談

幼児・児童・生徒の教育上の悩み、いじめや不登校、就学について、幅広く相談できます。

【実施場所】青森市教育研修センター 教育相談室（栄町1丁目10-10）

【相談方法】電話相談（毎日 9:00～21:00）

来室相談（月・水・金 9:00～16:30 火・木 9:00～21:00）

メール相談（24時間終日）

【問合せ先】017-743-3600（フレンドリーダイヤル） ✉friendly\_dial@city.aomori.aomori.jp



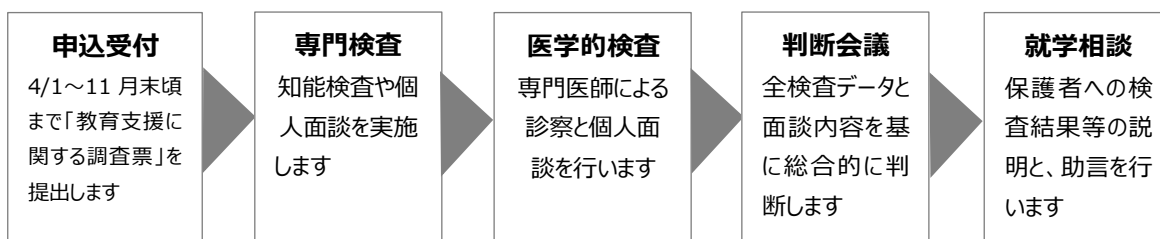
### ◆望ましい就学先決定に向けての教育支援に関わる相談

障がいのあるお子さんの望ましい教育の場について、検査や審議等を行い、就学先を助言していきます。「教育支援に関する調査票」を提出後、より具体的な就学先について相談ができます。

【実施場所】青森市教育研修センター 教育支援室（栄町1丁目10-10）

【受付日時】月～金 9:00～16:30 【問合せ先】017-743-4900（代表）017-765-1507（直通）

<就学相談・検査の流れ>



申込時に提出するA票（教育支援に関する調査票）は、毎年春に、学校関係機関や、幼稚園・保育所（園）・認定子ども園・障がい児の利用する施設等に配られています。望ましい就学先についての手続きの確認をしたい場合は、まずはお子さんが所属している施設の先生に相談しましょう。

### ◆就学時健康診断

毎年11月頃に、翌春新たに小学校に入学するお子さんを対象に、入学予定の小学校等で「就学時健康診断」が開催されます。（お知らせは、10月頃個別に通知されます。）

お子さんの治療中の病気のことや、入学後に配慮が必要なことがあれば、就学時健康診断のときに個別に相談することが出来ます。健診を受ける前に、学校に伝えなければならないことを、主治医ともよく相談しましょう。

【問合せ先】教育委員会事務局学務課 017-718-1402 / 浪岡教育課 0172-62-3003



### ◆ 通級指導教室／特別支援学級／特別支援学校

<通級指導教室>

LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥／多動性障害）または言語障害のある児童・生徒を対象に、それぞれ2つの小・中学校に設置されています。普段は通常学級で勉強しますが、週1回程度通って学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を受けるところです。

## <特別支援学級>

障がいのある児童・生徒を対象に、その障がい等に応じて適切な指導及び必要な支援を行うため、各学校に併設されているクラスです。障がい等に応じて、知的障がい、自閉症・情緒障がい、弱視、難聴、肢体不自由の各教室を設置しています。病弱・虚弱学級は、市民病院内に設置しています。

## <市内の特別支援学級等設置状況（令和5年4月現在）>

### 小学校

知・・・知的障がい 情・・・自閉症・情緒障がい ●・・・新規開設 閉・・・閉級

	小学校名	所在地	連絡先	知	情	その他
1	青森市立造道小学校	青森市造道3丁目4-16	017-741-0614	○	○	
2	青森市立浪打小学校	青森市浪打1丁目4-1	017-742-3347	○	○	言語通級指導教室あり LD・ADHD 通級指導 教室あり
3	青森市立佃小学校	青森市佃2丁目6-1	017-741-0381	○	○	
4	青森市立合浦小学校	青森市茶屋町32-17	017-741-3001	○	○	
5	青森市立堤小学校	青森市松原2丁目4-4	017-734-5579	○	○	肢体不自由学級あり
6	青森市立葭町小学校	青森市青柳2丁目7-25	017-734-2004	○	○	
7	青森市立橋本小学校	青森市橋本1丁目9-17	017-734-6136	○	○	
8	青森市立浦町小学校	青森市中央2丁目17-13	017-734-2704	●	○	
9	青森市立長島小学校	青森市長島3丁目8-1	017-776-2244	●	○	言語通級指導教室あり LD・ADHD 通級指導 教室あり
10	青森市立古川小学校	青森市古川3丁目7-14	017-776-8005	○	○	肢体不自由学級あり
11	青森市立甲田小学校	青森市金沢1丁目6-1	017-776-5054	閉	○	難聴学級あり
12	青森市立千刈小学校	青森市千刈1丁目10-20	017-766-0946	○	○	
13	青森市立篠田小学校	青森市篠田3丁目16-2	017-781-0033	○	○	弱視・肢体不自由学級 あり
14	青森市立沖館小学校	青森市沖館5丁目3-1	017-781-0502	○	○	
15	青森市立油川小学校	青森市大字油川字船岡36	017-788-1202	○	○	難聴学級あり
16	青森市立三内小学校	青森市里見1丁目9-1	017-781-0308	○	○	
17	青森市立金沢小学校	青森市金沢4丁目5-1	017-776-4695	○	○	
18	青森市立荒川小学校	青森市荒川字柴田92-5	017-739-2244	○	○	弱視学級あり
19	青森市立高田小学校	青森市大字高田字川瀬200-5	017-739-5101	○	●	
20	青森市立東陽小学校	青森市宮田字玉水181-1	017-726-2227	●	○	
21	青森市立原別小学校	青森市大字原別字袖崎8	017-726-3100	○	○	難聴学級あり
22	青森市立浜館小学校	青森市大字田屋数字下り松17	017-742-2141	○	○	難聴学級あり
23	青森市立筒井小学校	青森市筒井1丁目1-1	017-741-6561	○	○	難聴学級あり
24	青森市立横内小学校	青森市大字野尻字野田60	017-738-2241	○	○	
25	青森市立新城小学校	青森市大字新城字平岡266-14	017-788-0713	○	○	
26	青森市立北小学校	青森市清水字浜元181	017-754-2009	○	○	
27	青森市立野内小学校	青森市大字野内字菊川155	017-726-3240	○	—	
28	青森市立浜田小学校	青森市大字浜田字豊田36-2	017-734-5387	○	○	
29	青森市立小柳小学校	青森市小柳4丁目6-1	017-741-1285	○	○	難聴・肢体不自由学級 あり
30	青森市立泉川小学校	青森市浪館字泉川1-1	017-739-2111	○	○	
31	青森市立浪館小学校	青森市浪館前田3丁目23-1	017-766-7470	○	○	肢体不自由学級あり
32	青森市立幸畑小学校	青森市幸畑字松元50-2	017-738-0939	○	○	
33	青森市立大野小学校	青森市東大野1丁目3-1	017-739-8338	○	○	肢体不自由学級あり
34	青森市立戸山西小学校	青森市蛭沢3丁目1-1	017-743-7722	○	○	肢体不自由学級あり
35	青森市立筒井南小学校	青森市大字筒井字八ッ橋46-1	017-738-9292	○	○	

	小学校名	所在地	連絡先	知	情	その他
36	青森市立新城中央小学校	青森市大字新城字平岡 141-1	017-788-5010	○	○	
37	青森市立三内西小学校	青森市三内字丸山 86-1	017-781-1101	○	○	難聴学級あり
38	青森市立浪岡南小学校	青森市浪岡大字北中野字北畠 3	0172-62-9175	●	○	
39	青森市立浪岡北小学校	青森市浪岡大字浪岡字淋城 29	0172-62-7311	○	○	
40	青森市立女鹿沢小学校	青森市浪岡大字下十川字扇 19-2	0172-62-3103	○	○	
41	青森市立浪岡野沢小学校	青森市浪岡大字吉野田字平野 51-2	0172-62-4142	—	閉	
42	青森市立本郷小学校	青森市浪岡大字本郷字一本柳 4	0172-62-3052	○	閉	
計（小学校）				40	39	

## 中学校

知・・・知的障がい 情・・・自閉症・情緒障がい ●・・・新規開設 閉・・・閉級

	中学校名	所在地	連絡先	知	情	その他
1	青森市立浪打中学校	青森市合浦 1 丁目 11-10	017-741-6461	○	○	LD・ADHD 通級指導教室あり
2	青森市立佃中学校	青森市中佃 2 丁目 7-1	017-742-4251	○	○	
3	青森市立南中学校	青森市緑 2 丁目 6-1	017-734-4164	○	○	弱視学級あり
4	青森市立古川中学校	青森市久須志 2 丁目 9-1	017-776-4622	○	○	
5	青森市立沖館中学校	青森市沖館 5 丁目 19-1	017-781-0855	○	○	
6	青森市立油川中学校	青森市大字羽白字沢田 471	017-788-0428	○	○	難聴学級あり
7	青森市立西中学校	青森市大字浪館字志田 36	017-781-0611	○	○	
8	青森市立東中学校	青森市大字八幡林字熊谷 28	017-726-2135	○	○	
9	青森市立筒井中学校	青森市桜川 8 丁目 15-1	017-741-7161	○	○	
10	青森市立横内中学校	青森市大字四ツ石字里見 64-6	017-738-2143	○	○	
11	青森市立荒川中学校	青森市大字金浜字稲田 107	017-739-2144	○	○	
12	青森市立新城中学校	青森市大字新城字平岡 160-10	017-788-0715	○	○	肢体不自由学級あり
13	青森市立甲田中学校	青森市金沢 3 丁目 11-1	017-776-7625	○	○	
14	青森市立浦町中学校	青森市勝田 2 丁目 25-12	017-774-2231	○	○	LD・ADHD 通級指導教室あり
15	青森市立造道中学校	青森市岡造道 2 丁目 14-1	017-741-3413	○	○	
16	青森市立戸山中学校	青森市赤坂 1 丁目 1-1	017-741-4384	○	○	
17	青森市立北中学校	青森市大字清水字浜元 135-1	017-754-2002	閉	—	
18	青森市立三内中学校	青森市大字三内字丸山 108-4	017-781-0102	○	○	
19	青森市立浪岡中学校	青森市浪岡大字浪岡字稲盛 1	0172-62-6111	○	○	
計（中学校）				18	18	

※市内の特別支援学級等設置状況は年度毎に変わります。令和 6 年度の特別支援学級等設置状況につきましては、青森市教育研修センター 教育支援室（017-765-1507）へお問合せください。

## <特別支援学校>

障がいのある児童・生徒を対象に、障がいの種別ごとに設置された学校です。市内には、県立特別支援学校が8校あります。

### 特別支援学校

	特別支援学校名	所在地	連絡先
1	青森県立盲学校	青森市矢田前浅井 24-2	017-726-2239
2	青森県立青森聾学校	青森市安田稲森 125-1	017-766-1834
3	青森県立青森第一養護学校	青森市石江江渡 101の1	017-781-1068
4	青森県立青森第二養護学校	青森市戸山宮崎 56	017-743-4115
5	青森県立青森若葉養護学校	青森市東造道一丁目7の1	017-736-8951
6	青森県立青森第一高等養護学校	青森市西田沢浜田 368	017-788-0571
7	青森県立青森第二高等養護学校	青森市戸山宮崎 22の2	017-742-6624
8	青森県立浪岡養護学校	青森市浪岡女鹿沢平野 215の6	0172-62-6000



### ～通常の学級に進学し、運動制限などの配慮が必要なとき～

慢性的な疾病があっても、手術や服薬などの治療で、普段は健康な子と変わらない生活を送るお子さんも多くいらっしゃいます。一方で、見た目ではわからない症状や障がいのため、学校生活上の配慮を必要とする場合もあります。

入学後は、各学校で「保健調査票」を提出します。保健調査の内容に応じて、普段の学校生活から修学旅行等の宿泊行事など、さまざまな場面での配慮について、学級担任・養護教諭、また他の教職員も対応しています。心疾患・腎疾患のお子さんで、学校生活において特に運動や学校行事等の活動に制限が必要な場合は、主治医と保護者、学校で情報共有ができる「学校生活管理指導表」を提出しましょう。学校生活管理指導表とは、学校生活で想定されるさまざまな運動や活動をどの程度行えるか、主治医が判断して記載するもので、学校で適切に対応するために必要な、主治医と学校をつなぐ連絡表です。心疾患・腎疾患以外の病気でも、運動制限等の配慮が必要な場合は、主治医と相談し、学校に知らせましょう。

## 8 就労や自立に向けて

慢性疾病や難病、障がいのあるかたの就労支援について紹介します。



### 青森公共職業安定所（ハローワーク青森）

公共職業安定所では、難病や障がいのあるかたの職業相談、職業紹介を行っています。

【所在地】中央2丁目10-10 【連絡先】017-776-1561（部門コード 43#）

#### 難病をお持ちで働きたいかたの就職支援

難病に関する専門知識を持つ「難病患者就職サポーター」が予約制により、就職を希望する難病患者に対するきめ細やかな就労支援を実施しています。

「難病を持つかたの就労を支援する制度について知りたい」「難病であることを会社に伝えるべきか」「就職活動する際にどんなことに気をつければいいのかわからない」という悩みを抱えているかたは一度ご相談ください。



【主な支援】●職業相談（適性、職域の分析） ●面接への同行やロールプレイ ●就職後の定着指導 など  
【問合せ先】専門援助部門 017-776-1561（部門コード 43#）

#### 長期療養しながら働きたいかたの就職支援

長期療養者（がん、肝炎、糖尿病等）のかたを対象に、「就職支援ナビゲーター」が予約制により個別に相談対応しています。

「定期的に通院する必要があり、通院日に合わせて休みが取れるような仕事を見つけたい」「治療と仕事の両立について知りたい」「体調に合う仕事の見つけ方がわからない」という悩みを抱えているかたはお気軽にご相談ください。



【主な支援】●症状、通院状況に配慮した求人情報提供 ●仕事復帰の不安解消のための相談 など  
【問合せ先】長期療養者就職支援窓口 017-776-1561（部門コード 42#）

### 青森県若年者就職支援センター（ジョブカフェあおもり）

ジョブカフェあおもりは、15歳から44歳までのかたを対象に、仕事に関する相談や情報収集、各種セミナー等、就職活動に関する様々なサービスを受けられるワンストップ型の就職支援施設です。

キャリアカウンセラーとの個別相談や職業適性診断の結果は自分に合った職業を探すヒントになります。どのような仕事をしたいのかわからないかたはぜひお越しください。



【主な支援】●キャリアカウンセリング ●職業適性診断 ●就職セミナー など  
【所在地】安方一丁目1番40号 青森県観光物産館アスパム 3階 【問合せ先】017-731-1311

## あおり若者サポートステーション

あおり若者サポートステーションでは 15 歳～49 歳のかたで長期に仕事に就けていないかた、進路未決定での学校卒業生・中退者、その保護者を対象に職業的自立に向けたきめ細かな支援を行っています。

『働く力をつけるミニ講座』では、パソコン操作やビジネスマナー等、実務的なことについて学ぶだけでなく、円滑なコミュニケーションを学ぶ講座や自分の価値観について考える講座も実施しています。『働き出す力』を引き出し、職場定着するまでを全面的にバックアップしています。



【主な支援】●生活やコミュニケーション、就活などに関する相談・個別指導 ●働く力をつけるミニ講座

【所在地】安方一丁目 1 番 40 号 青森県観光物産館アスパム 3 階 【問合せ先】017-775-5301

## 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部 青森障害者職業センター

障がいのある方それぞれ個々の特性を踏まえて、就職に関する相談、就職活動を円滑に進めるための支援、職場定着に向けた相談・支援、職場復帰に向けた相談・支援を行っています。

就職・職場定着・復職のための支援のひとつである『ジョブコーチ支援』では、障がいのあるかたがスムーズに職場定着できるように、ジョブコーチが事業所を訪問して障害特性を踏まえた支援を行うことで、働く人と事業者の橋渡しをしています。



【主な支援】●職業相談・評価 ●職業準備支援 ●ジョブコーチ支援 など

【所在地】緑二丁目 17-2 【問合せ先】017-774-7123

## 青森障害者就業・生活支援センターすこやか

就職を希望されている障がいのあるかた、あるいは在職中の障がいのあるかたが抱える課題に応じて、雇用・福祉及び教育等の関係機関と連携し、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援・助言を行っています。

就職に関する支援だけでなく、就業に伴う生活面の助言（生活習慣の形成や日常生活の自己管理に関すること、住居、余暇活動等の地域生活、生活設計に関すること）も行っています。



【主な支援】●就業支援 ●在職者交流会 ●生活助言 ●企業支援 など

【所在地】青森県東津軽郡平内町大字山口字小沢 44-3

【問合せ先】TEL：017-755-5135 FAX：017-757-8266

メール：info@sukoyakacenter.com



## 職業能力開発校（青森県立青森高等技術専門校）

就職を希望されている障がいのあるかたを対象に、各種教育訓練機関等を活用して、就職に役立つ知識習得を図る公共職業訓練を実施しています。

【所在地】大字野尻字今田 43-1 【問合せ先】017-738-5727・5065

## 青森県立障害者職業訓練校

職業能力開発促進法に基づき青森県が設置した公共職業能力開発施設で、就職を希望する障がいのあるかたに対し、その能力に適合した職業訓練を行っています。

訓練科：デジタルデザイン科・OA 事務科・作業実務科

【所在地】青森県弘前市緑ヶ丘 1 丁目 9 番地 1

【問合せ先】TEL：0172-36-6882

メール：shokunko@pref.aomori.lg.jp



## 福祉的就労について

障がいにより一般就労が難しい場合には、病気や障がいを配慮してもらいながら働く場として、福祉的就労があります。「働く場」ではありませんが、障害者総合支援法による就労支援のサービス（自立支援給付）のひとつです。

【問合せ先】障がい者支援課 障がい福祉チーム 017-734-5327

	就労移行支援	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型
内容	就労を希望するかたに対して、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行う	通常の事業所で働くことが困難なかたに対して、就労や生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う	
雇用契約の有無	なし	あり	なし
賃金や工賃	(生産活動が伴う場合は、工賃が支払われる)	賃金が支払われる	工賃が支払われる
対象者	障がいのあるかたや難病に罹患しているかた 詳しくは障がい者支援課へ問合せください。		

## 9 患者会/家族会の紹介

青森県内で活動されている、小児慢性特定疾病に関連する患者・家族会を紹介します。  
同じ病気や障がいのあるかたやご家族との交流により、療養生活に関する情報を得るだけでなく、みなさまの心の支えとなる出会いがあることを願っています。



### 青森ヤングスターズ（青森ヤングの会）

小児期から成人期に発症した糖尿病の患者会です。

#### 活動内容

主に、会報の発行や、小児糖尿病サマーキャンプへの協力、登山、カラオケ大会、スキーなどのイベント、年1回のセミナー開催など。

#### 連絡先

「糖尿病ネットワーク」「日本 IDDM ネットワーク」「青森ヤングスターズ」で検索してください！

### 全国心臓病の子どもを守る会 青森県支部

慢性心疾患の患者・家族会です。

#### 活動内容

専門医による講演会・学習会、療育キャンプ（医師・看護師も参加）、クリスマス会などを開催。毎月発行している「心臓をまもる」には子どもたちの作文や絵の他に専門医や福祉講座なども掲載。

#### 連絡先

久保田 憲道 TEL：0176-57-3576



### 公益社団法人 日本オストミー協会 青森県支部

人工肛門・人工膀胱の患者・家族会です。

#### 活動内容

医療講演会・医療相談・医師・看護師指導を得ての講習会。行政機関等との講習会。会報・資料等情報の提供。身体障害者手帳・福祉年金の受給研究。オストメイト福祉制度の改善運動。会員同士の体験交流。

#### 連絡先

青森県支部長 名古屋 廣  
TEL/FAX：017-754-3634

### 日本筋ジストロフィー協会 青森県支部

筋ジストロフィーの患者・家族会です。

#### 活動内容

療育や福祉に関する、訪問・電話・オンラインによる相談受付、QOLや医療情報の講演会、研修会や大会等の各種行事を通じて、患者・家族間の交流を行っています。

#### 連絡先

〒038-1331 青森市浪岡大字女鹿沢字平野 155  
「岩木憩の家」内 日本筋ジストロフィー協会  
青森県支部 中山 博秀 TEL：090-2278-5488

### NPO 法人ふたつの虹

毛細血管拡張性運動失調症の患者・家族会です。

#### 活動内容

毛細血管拡張性運動失調症に関する研究者等に対する助成、助成事業実施のための募金活動。毛細血管拡張性運動失調症に関する啓発・広報事業。患者、家族及び研究社の交流事業。

#### 連絡先

TEL：017-752-0912  
メール：info@double-rainbow.jp  
ホームページ：https://www.double-rainbow.jp



### 青森県ヘモフィリア友の会

血友病の患者・家族会です。

#### 活動内容

総会や医療相談、患者交流会を行っています。

#### 連絡先

入間 正智  
TEL：017-776-6347



## 全国膠原病友の会 青森県支部 「みつばち会」

膠原病の患者・家族会です。

### 活動内容

年3回の会報と年6回定例会・相談会・講演会・勉強会、交流会の開催。世界希少・難治性疾患の日のイベント。青森県難病連の難病フォーラムの参加と分科会開催。

### 連絡先

中村 房子

TEL : 090-9631-4388

ホームページ : <http://kougen-ht.com/>

## 公益社団法人 日本てんかん協会 青森県支部

てんかんの患者・家族会です。

### 活動内容

講演会、勉強会、会報発行。日本てんかん協会の月刊誌「波」と支部会報の「あつぷる」発行。相談事業、てんかんの知識向上社会啓発。難病連フォーラムの参加と分科会開催。

### 連絡先

切田 照男

TEL : 017-744-5257

## 青森県重症心身障害児（者）を 守る会

重度心身障害や医療的ケアを必要とする人たち（児・者）の家族会です。

### 活動内容

青森市、弘前市、八戸市、むつ市を中心とした4つの分会があり、研修会・交流会・行政等への要望・会報発刊などの活動を行っています。

### 連絡先

事務局 赤平 光定

TEL : 080-1813-5018

ホームページ :

<http://aomori-mamorukai.sakura.ne.jp>



## 青森 SCD・MSA 友の会

脊髄小脳変性症(SCD)・多系統萎縮症(MSA)の患者・家族会です。

### 活動内容

講演会・勉強会・リハビリ教室・交流会等を開催。県内5地域で原則4月～11月まで活動をしています。(青森地域・弘前地域・八戸地域・上十三地域・西北五地域) 合同での交流会や小旅行など各地域で工夫して行っています。

### 連絡先

事務局 大柳 文行

TEL : 090-2973-8658

ホームページ : [www.aomori-scd-msa.com](http://www.aomori-scd-msa.com)

## あおもりダウン症児・親の会 「ひばりの会」

ダウン症候群のお子さまと家族の会です。

### 活動内容

月に1回程度、市内の公共施設等で、交流会を通じて、情報交換や悩み相談、親同士、兄弟同士の気持ちの緩和を目的として活動しています。季節の味覚祭り、バーベキュー、ハロウィンパーティー、クリスマス会などもしています。

### 連絡先

会長 千島

TEL : 080-1808-8700

## 青森 IBD 友の会

潰瘍性大腸炎・人工肛門の患者・家族会です。

### 活動内容

患者会開催は不定期。

### 連絡先

福土胃腸科循環器科医院

福土 道夫

TEL : 017-776-4558

## 日本二分脊椎症協会 北東北支部

二分脊椎・脊髄髄膜瘤の患者家族会です。

### 活動内容

青森県を中心に北東北で活動。医療講演会・情報交流会・障がい等による学校支援の相談を行っています。他の団体との合同活動も行っています。

### 連絡先

事務局 駒井 優子

TEL : 080-6017-3273

TEL/FAX : 0172-57-3273



## いのちと絆をつなぐ会

### 津軽アツマルシェ

難病・障がい等のある方々が、安心して暮らせる地域づくりを目指す会です。

### 活動内容

難病者・障がい児者へのサポート、障がい者と共になりんご栽培などの農作業体験を通じた居場所づくりをしています。障がい者に特化した防災教室、難病カフェなど、色々なイベントでつながる活動をします。

### 連絡先

駒井 優子

TEL : 080-6017-3273

FAX : 0172-57-3273

## 認定 NPO 法人

### 難病の子ども支援全国ネットワーク

難病の子ども達と家族、それを支える様々な立場の人々とともにネットワークづくりを目指す会です。

### 活動内容

東京都にある団体ですが、全国の希少な疾患のお子さんのお友だち探し・紹介をしています。

### 【ネットワーク電話相談室】

TEL : 03-5840-5973

(月～金 11:00～15:00)

ホームページ : <http://www.nanbyonet.or.jp>



## けっぱれ 和 and 医ケアっ子

医療的ケア児者の家族会です。

### 活動内容

医ケアは様々ですが、みんなで悩みを共有・相談し合っ、医ケア児者とその家族が暮らしやすい社会になるように活動しています。全国医療的ケアライン（アイライン）にも参加しているため、全国の医ケア児者家族とも繋がりを持って活動しています。

### 連絡先

事務局 鈴木

メール : [Keppare.ikeakko.2022@gmail.com](mailto:Keppare.ikeakko.2022@gmail.com)



## 青森県小児がんの子ども・家族のサポーター tomoshi+ (ともしびプラス)

青森県内の小児がんの子ども、家族のサポート活動をする団体です。

### 活動内容

- ・小児がん情報集約サイト「リンクともしび」
- ・八戸市圏域地域コミュニティ「よつ葉の会」
- ・弘前大学医学部附属病院小児科院内コミュニティ「ういず」
- ・小児がん啓発活動(ゴールドライトアップ、絵本の寄贈、八戸三社大祭での山車引き)

### 連絡先

[tomoshi+plus@gmail.com](mailto:tomoshi+plus@gmail.com)

tomoshi+ インスタ



## 10 災害時や緊急時のために

地震や豪雪などによる自然災害や停電、医療機器の故障など、在宅療養中の緊急事態に備えて、日頃からの準備が大切です。

### ◆非常持ち出し物品

一般的に、非常持ち出し物品（食料や水等）は、最低3日分を目安に準備するようすすめられています。

お子さんに慢性疾病や障がいがある場合や、医療的なケアが必要な場合は、それらの機器類の予備や、電源が無くても使用できる手動のものがあるか調べて準備しておくことが必要です。また、予備の医薬品や衛生材料についても、主治医に相談しておきましょう。普段の治療や薬がわかるように、「ふくろう手帳」（p.2 参照）に記録し、持ち出せるようにしておきましょう。

電源の必要な医療機器を使用している場合は、予備バッテリー（充電しておく）や、自家発電機を準備しておくことも検討しましょう。



### ◆連絡手段の準備

災害発生時、療養が必要なお子さんがある場合、避難所などの集団生活は大変厳しいものになることが考えられます。

これまでも、出来る限り自宅にとどまるか、被災していない親類宅へ避難する、一時的に医療機関に入院するなどの対応をされてきたご家庭が多いようです。いずれの場合も、親類や近所の方の協力を得られるよう、普段から協力体制をつくっておきましょう。

また、主治医や訪問看護師、医療機器メーカーの方など、支援者との連絡についても話し合っておくと安心です。



## ◆避難行動要支援者避難支援制度

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、避難を支援する制度です。

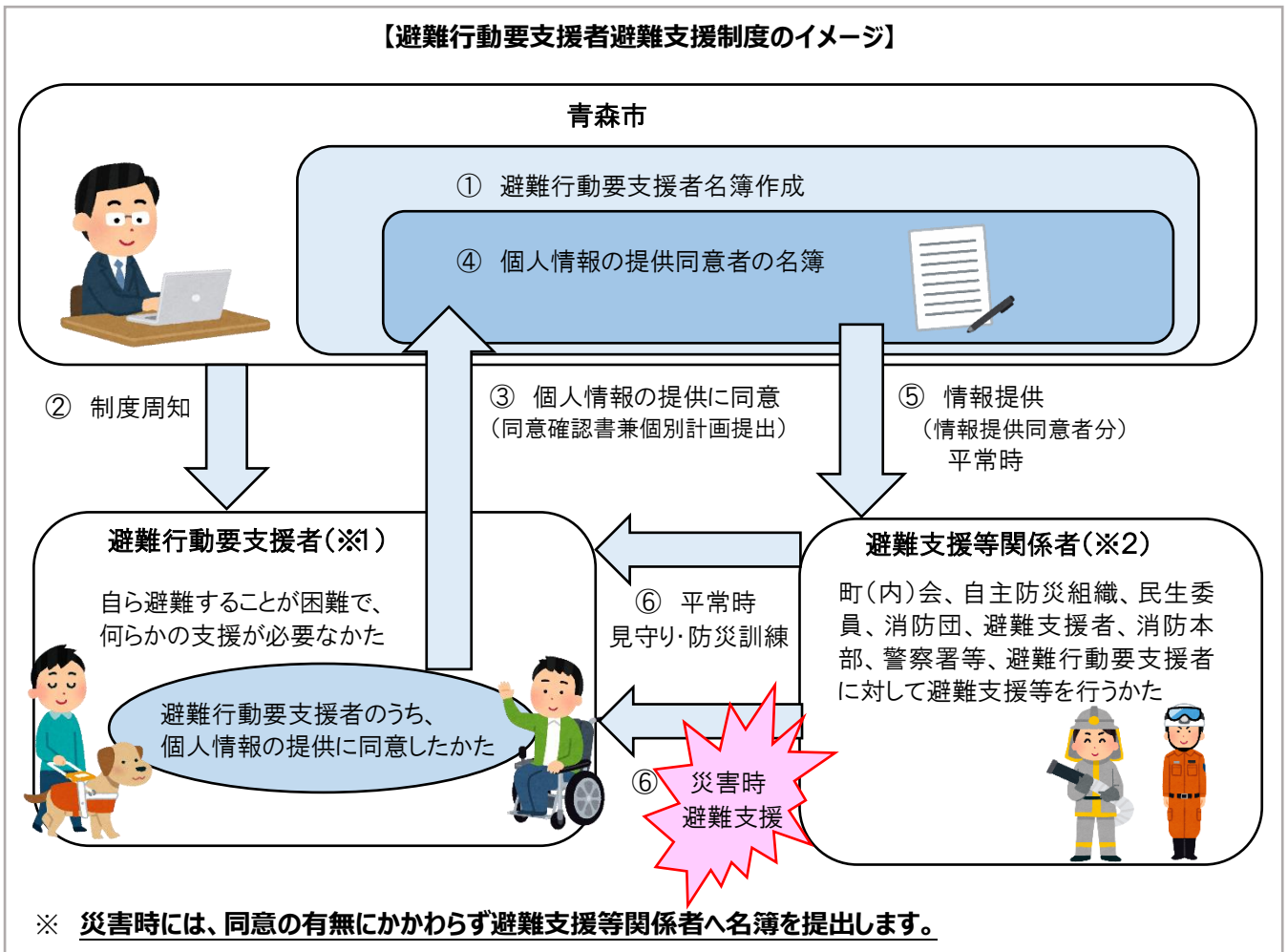
避難行動要支援者<sup>\*1</sup>名簿を作成するほか、個人情報の提供に同意していただいたかたについては、個別避難計画を作成し、その情報を平常時から避難支援等関係者<sup>\*2</sup>へ提供することで、災害発生時に備え、円滑な情報伝達や安否確認、避難支援などの実施に向けた支援体制づくりを行います。

避難支援を希望し、個人情報の提供に同意されるかたは、下記相談窓口までお問合せください。

【相談窓口】 青森市福祉部 福祉政策課  
青森市浪岡振興部 健康福祉課

【電話番号】017-734-5314  
【電話番号】0172-62-1174

### 【避難行動要支援者避難支援制度のイメージ】



青森市ホーム > 安全・緊急 > 防災・消防 > 災害への備え >

お一人での避難に不安のあるかたへ (避難行動要支援者避難支援制度のお知らせ)



▲市 HP (対象となるかたの詳細や、同意確認書兼個別計画の提出方法詳細、ダウンロードはこちらから)

※ 病院や施設に入所しているかたは本制度の対象になりません。

※ 災害の規模や程度によっては避難支援等関係者も被災する場合があるため、必ず支援を受けることができるものではないことをご理解ください。

## 11 周囲のサポートとヘルプカードについて

### ◆知ってほしい 身近な人にできること～少しの理解とサポートをお願いします～

慢性的な疾病のあるお子さんは、自分とはまわりの人と違うという孤立感や、病気そのものへの不安や葛藤を抱えながら、日々を懸命に過ごしています。まわりの大人や、学校の先生、友人、様々な人の「理解」や「サポート」があれば、病気と向き合いながら、子どもらしく健やかに過ごすことが出来ることでしょう。そのために、怖がらずに病気のことを知り、ほんの少しの手助けをお願いします。

#### ～1型糖尿病の高校生 Cさん～

- ・インシュリンを打つことで、健康な人と同じように、日常生活を送ることが出来ています。
- ・普段持ち歩くかばんには、1型糖尿病であることを知らせるキーホルダーをつけています。
- ・もしもの低血糖に備えて、常にブドウ糖を摂取できるよう準備しています。
- ・私が顔面蒼白だったり、手が震えたり、「頭が痛い」と言ったり、低血糖を起こしているときに、周りの人がジュースや糖分を差し出してくれると助かります。  
(カロリーゼロのジュースは、糖分が入っていないため意味がありません。)
- ・それから、1型糖尿病は、食べすぎが原因で発症する病気じゃないことを、たくさんの人に知って欲しいです。



#### ～喘息の小学生 Dくん～

- ・喘息発作を予防するために、吸入ステロイド薬を使っています。
- ・運動も体育も大好きです。いつも、運動前には気管支拡張薬を使います。
- ・もし、僕が息苦しそうにしているときは、保健室の先生を呼んで来て欲しいのと、楽な体勢を取らせてください。
- ・調子が悪い日は、どうしても校庭マラソンを走れない日があるけど、怠けていると思われるのは悔しいんだ。
- ・サッカーをしていると、つい夢中になって自分の息苦しさに気づかないことがあるみたい。先生やチーム仲間から、「そろそろ休憩しよう」と声をかけてもらって、助かっているよ。



### ◆ヘルプカード

#### ～ヘルプカードのお知らせ～

ヘルプカードは、障がいのあるかたなどが「困っていること」「手助けしてほしいこと」を周囲の人に伝え、支援や配慮を受けやすくするものであり、「手助けがほしい人」と「手助けできる人」をつなぐものです。

#### ◆利用の仕方

あらかじめ必要な情報や配慮してほしい内容をカードに記入しておき、日常生活や緊急時、災害時など支援が必要な場面で、カードを周りの人に提示します。お子さんの場合、配慮してほしい内容と保護者のかたの連絡先を記入して、カードホルダーなどに入れ、常に身に付けておくことをお勧めします。

#### ◆こんな場面で役立ちます

日常で・・・話しかけるときは、大きな声でゆっくり話してほしい、移動するときに誘導してほしい、筆談でお願いしたいなど  
緊急のとき・・・パニックや発作、急に体調が悪くなったときに適切な配慮や対応をしてほしいなど



#### ◆配布対象となるかた

身体、知的、精神に障がいのあるかた  
(障がい者手帳の有無は問いません)

その他、何らかの障がい等により支援が必要なかた

#### ◆配布場所 青森市役所駅前庁舎 障がい者支援課

浪岡庁舎 浪岡振興部健康福祉課

## 12 連絡先一覧

お子さんのかかりつけ医や、訪問看護ステーション、医療機器メーカーなど、関係機関の連絡先をまとめておくと安心です。

名称	連絡先	所在地	担当者名
(例) 〇〇訪問看護ステーション	〇〇-××-△△△△	青森市・・・	看護師の〇〇さん





< 市の関係部署一覧 >

部署名		連絡先	所在地
青森市保健所	あおもり親子はぐくみプラザ	017-718-2987 ✉hagukumi-plaza@city.aomori.aomori.jp	佃二丁目 19-13
	感染症対策課	感染症チーム 017-765-5282	
駅前庁舎 (アウガ)	福祉政策課	社会福祉チーム 017-734-5314	新町一丁目 3-7
	障がい者支援課	相談チーム 017-734-5319	
		障がい福祉チーム 基幹相談支援チーム 017-734-5327 017-718-1076	
	子育て支援課	入所支援チーム 子育て家庭支援チーム 017-734-5330 017-734-5334	
国保医療年金課	医療助成チーム 国民年金チーム 017-734-5345 017-734-5352 ✉kokuhoiryo-nenkin@city.aomori.aomori.jp		
浪岡庁舎	浪岡振興部 健康福祉課	民生福祉チーム 健康推進チーム 国保年金チーム 0172-62-1113 0172-62-1114 0172-62-1153	浪岡大字 浪岡字稲村 101-1



青森市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業  
慢性疾病や医療的ケアのあるお子さんご家族のためのご案内  
ふくろうガイドブック ver.6

発行 令和6年1月  
青森市保健部 青森市保健所 あおもり親子はぐくみプラザ  
問合せ 〒030-0962 青森市佃2丁目19番13号  
TEL 017-718-2987 FAX 017-718-2951